

福智町公共施設等総合管理計画

【改定計画】

令和4年3月
福 智 町

目次

1.	はじめに	1
1.1	計画の背景と目的	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.3	計画の対象施設	2
1.4	計画の構成	3
1.5	計画の対象期間	3
2.	公共施設等の現況と課題	4
2.1	人口の推移と将来人口の推計	4
2.2	行財政運営	6
2.3	建築系施設の現況	8
2.4	インフラ施設の現況	12
2.5	過去に行った対策の実績	13
2.6	有形固定資産減価償却率の推移	14
2.7	将来更新費用の推計	15
2.8	現況と課題の整理	21
3.	公共施設の総合管理に関する方針の設定	23
3.1	基本方針	23
3.2	施設保有量の目標	23
3.3	実施方針	26
4.	施設類型別の基本方針	32
4.1	施設類型別の概況	32
4.2	施設類型別の方針	34
5.	計画の推進体制とフォローアップ	39
5.1	全庁的な取組方針の構築	39
5.2	P D C Aサイクルの推進等に係る方針	40

1. はじめに

1.1 計画の背景と目的

わが国では、高度経済成長期、バブル経済期、その後の景気浮揚策等を通じて、多くの公共施設や都市インフラが整備されてきました。これらの施設の多くは、近々、更新期を迎えることとなり、「公共施設の更新問題」がまちづくりの重要な課題として浮上してきました。

同時に、社会生活では、少子化や晩婚化が進行し、人口の減少や人口構成の変化が避けられない中、人口規模の縮小とそれに伴う財政状況の悪化が懸念され、公共施設等の保有量やサービスの在り方を見直すことが求められています。

福智町（以下、「本町」という。）は、平成 18（2006）年 3 月に旧金田町、旧赤池町、旧方城町の 3 町が合併して誕生した町です。新たなスタートを切った本町は、これまで旧産炭地として、エネルギー革命を経て、厳しいまちづくりを経験しつつ、町民の福祉と地域社会の活性化に努めてきました。旧 3 町の時代も含め、この間に整備されてきた公共施設や都市インフラは、重要な社会ストックとして、町民が豊かで安全・安心な生活を営む上で欠かすことのできないものとなっています。

一方、施設が整備された当時は、それを必要とする社会ニーズに基づくものであっても、時代の変化とともに社会ニーズも変化しており、これからは公共施設も社会情勢の変化に対応した在り方や機能・規模を考え、最適な配置を実現することが重要な課題となっています。

本町では、これらの課題に対応するため、予防保全や長寿命化の視点から公共施設をできるだけ長持ちさせるとともに、住民ニーズの変化等に対応しつつ、効果的・効率的な維持管理・更新・運営を図ることなどを目的として、平成 29（2017）年 3 月に「福智町公共施設等総合管理計画（以下、「前計画」という。）」を策定しました。

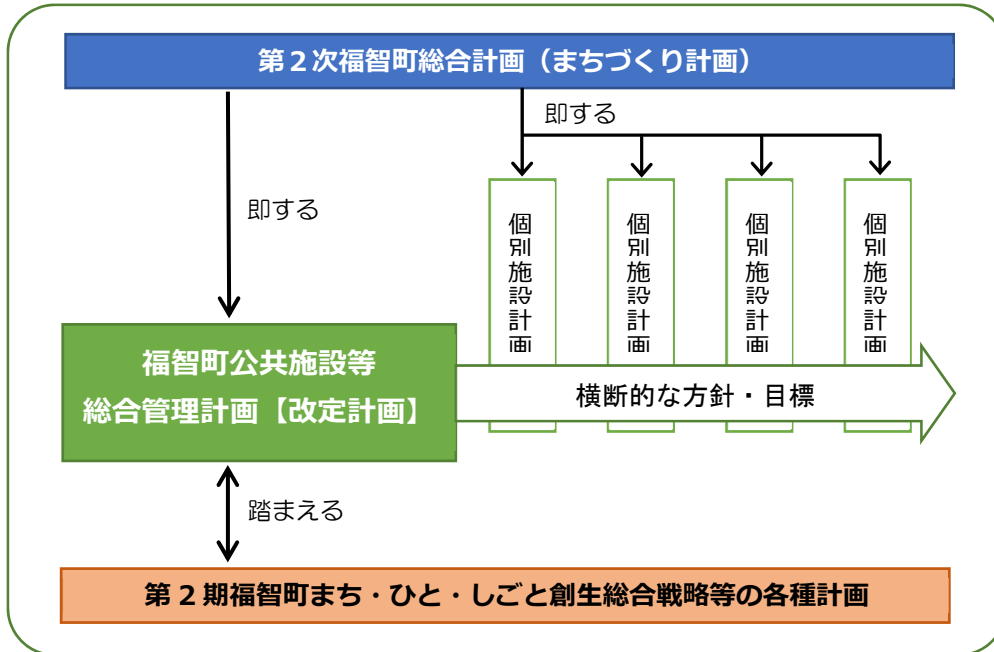
その後、一定の期間が経過した中で、「第 2 次福智町総合計画」や「第 2 期福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略」といった、今後の本町の新たなまちづくりの指針が見直され、これらの上位計画や関連計画に即する、あるいは連携することが求められています。また、令和 3 年 1 月 26 日には総務省の通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が示され、計画の不断の見直しを実施し、充実させていくことが求められています。

このため、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取り組みを実現することを目的として、前計画を見直し、「福智町公共施設等総合管理計画【改訂計画】（以下、「本改訂計画」という。）」を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本改訂計画は、上位計画である「第2次福智町総合計画」に即し、「第2期福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連する諸計画を踏まえ策定します。

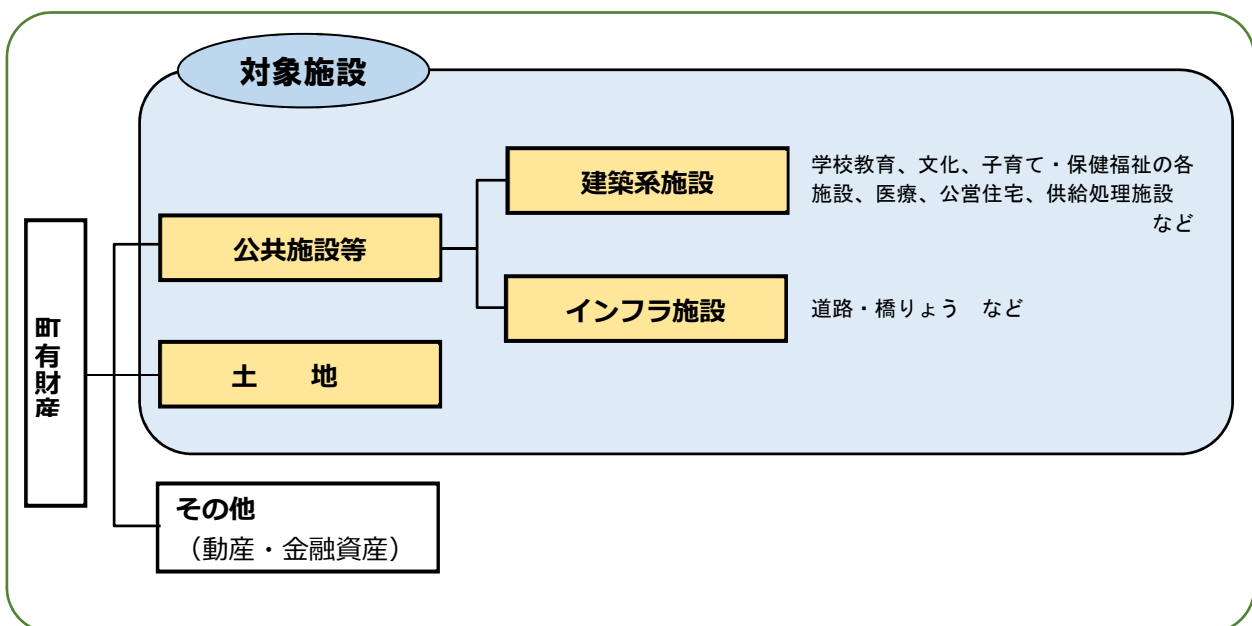
■計画の位置づけ



1.3 計画の対象施設

本改訂計画の対象施設は、今後の建替えや大規模改修などを検討する公共施設として、本町の所有する建築系施設とインフラ施設とします。

■計画の対象施設



1.4 計画の構成

本改訂計画は、公共施設の現況把握に基づき課題を整理し、基本的な考え方と全体方針、類型別方針を示すとともに、今後の再整備の進め方、進行管理の在り方を示します。

■計画の構成

(1) 公共施設等の現況及び将来の見通し

福智町の公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析します。

- 施設の老朽化や利用状況をはじめとした公共施設等の現状
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み
- 長寿命化を反映した場合の中長期的な経費の見込みや対策の効果額

(2) 公共施設等の管理に関する基本方針

現状や課題に対する認識、充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等に関する基本方針を示します。

- 人口動向や社会・経済状況を踏まえた適正な施設保有量の設定
- 施設の維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等に係わる実施方針
- 施設の長寿命化や管理等の実施方針

(3) 施設類型別の基本方針

個々の施設の在り方について、施設類型ごとに、維持管理や更新に関する基本方針を示します。

(4) 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

庁内の計画推進体制やPDCAサイクルに基づく計画の進捗状況の評価・見直しの考え方を示します。

1.5 計画の対象期間

公共施設の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠となることから、計画期間を令和4(2022)年度から前計画と同様の令和38(2056)年度の34年間と設定します。

なお、本改訂計画は10年ごとに見直すことを基本とします。また、歳入歳出の状況や制度変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。

2. 公共施設等の現況と課題

2.1 人口の推移と将来人口の推計

(1) 人口の推移

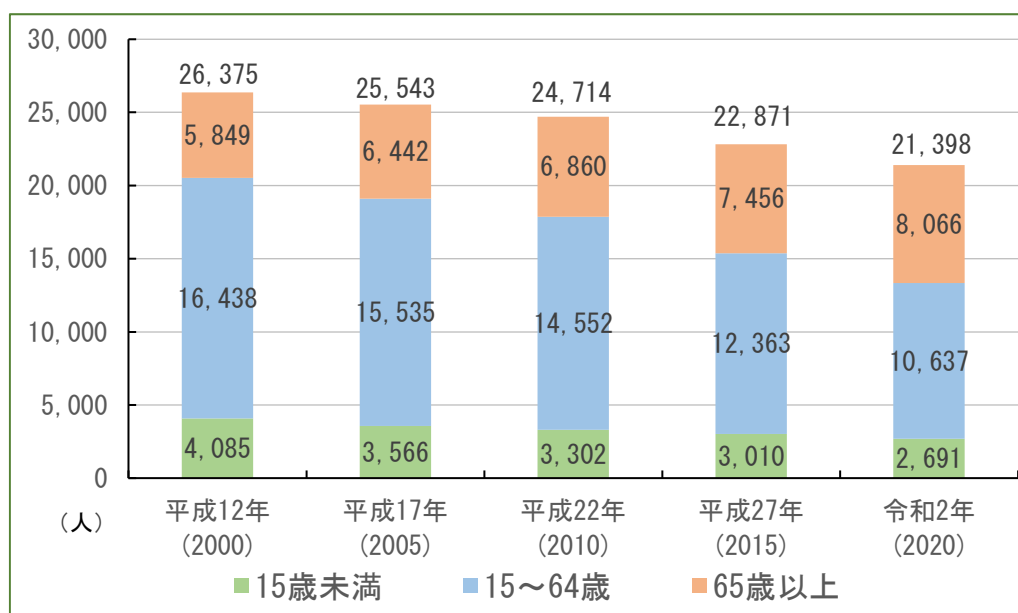
令和2(2020)年の国勢調査では、本町の総人口は21,398人となっており、依然として人口減少傾向が続き、平成27年からの5年間で1,473人(-6.4%)の減少となっています。

年齢3区分別人口をみると、15歳未満の年少人口は依然と減少傾向にあり、構成比は12.6%となっています。15～64歳までの生産年齢人口も減少傾向を示しており、構成比は5割を割り込んで49.7%となっています。一方、65歳以上の老年人口は増加傾向の中で8千人を超え、構成比は37.7%となっています。

年少人口の減少と老年人口の増加による少子高齢化が進むと同時に、15～64歳までの生産年齢人口の減少が顕著にみられ、財政面での自主財源の減少や社会保障費の増大による扶助費等の増加が懸念されます。

■総人口・年齢3区分人口の推移

区分		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口	総人口	26,375人	25,543人	24,714人	22,871人	21,398人
	15歳未満	4,085人	3,566人	3,302人	3,010人	2,691人
	15～64歳	16,438人	15,535人	14,552人	12,363人	10,637人
	65歳以上	5,849人	6,442人	6,860人	7,456人	8,066人
構成比	15歳未満	15.5%	14.0%	13.4%	13.2%	12.6%
	15～64歳	62.3%	60.8%	58.9%	54.1%	49.7%
	65歳以上	22.2%	25.2%	27.8%	32.6%	37.7%



資料：国勢調査

(2) 将来人口の推計

「第2期福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンでは、以下に示す4つの長期ビジョンの基本的な考え方により将来を展望し、計画期間終了年次の直近の令和37(2055)年の人口を16,100人としています。本改訂計画では、この人口ビジョンに準拠するものとし、按分した結果、**令和38(2056)年の人口見通しを15,976人**とします。

■長期ビジョンの基本的考え方

①合計特殊出生率の上昇

○令和7(2025)年に合計特殊出生率1.7を達成し、以降1.7以上を維持することを目指す。

②雇用の場の確保による青年層の人口流出抑制

○高校・大学卒業後の年代(10代後半~20代前半)の就労希望を実現できる雇用環境を創出し、Uターン就職の促進と就職に伴う転出抑制を図り、当該年齢層の移動率を国立社会保障人口問題研究所の仮定値から改善させる。

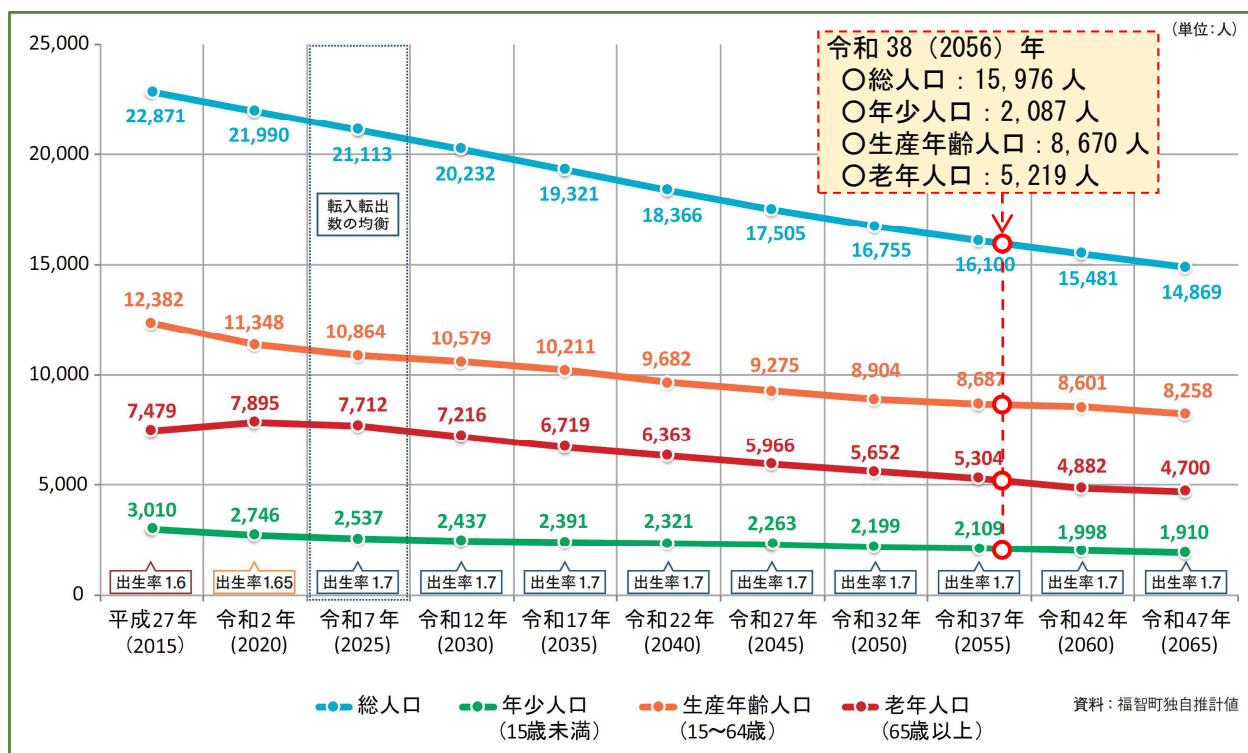
③子育て世代の転出抑制と転入促進

○20代後半から40代後半のいわゆる子育て世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる社会構造を実現することで、転出超過の現状を改善し、転出・転入の人口移動を均衡にする。

④中高年層の転入促進

○現在、転入超過となっている50代・60代のリタイア世代をターゲットに、都市部からの流入人口の増加を促進する。

■将来人口の見通し



資料：「第2期福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

2.2 行財政運営

(1) 歳入の状況

本町の歳入の状況を性質別歳入の内訳でみると、令和2(2020)年度の歳入合計は約238.3億円で、直近5年間の平均は約197.4億円と、その前の5年間の160.8億円から大きく増加しています。内訳をみると、国庫及び県の支出金とその他が大きく増加している反面、微増傾向にあった地方債が前年度から6.7億円減少しています。また、地方税は約16.0億円、全体の6.7%を占め、地方交付税、国庫支出金、県支出金の合計は全体の50.1%と約半分を占めており、令和2年度の速報値による財政力指数は0.27と自主財源に乏しい歳入構造となっています。

■性質別歳入の内訳

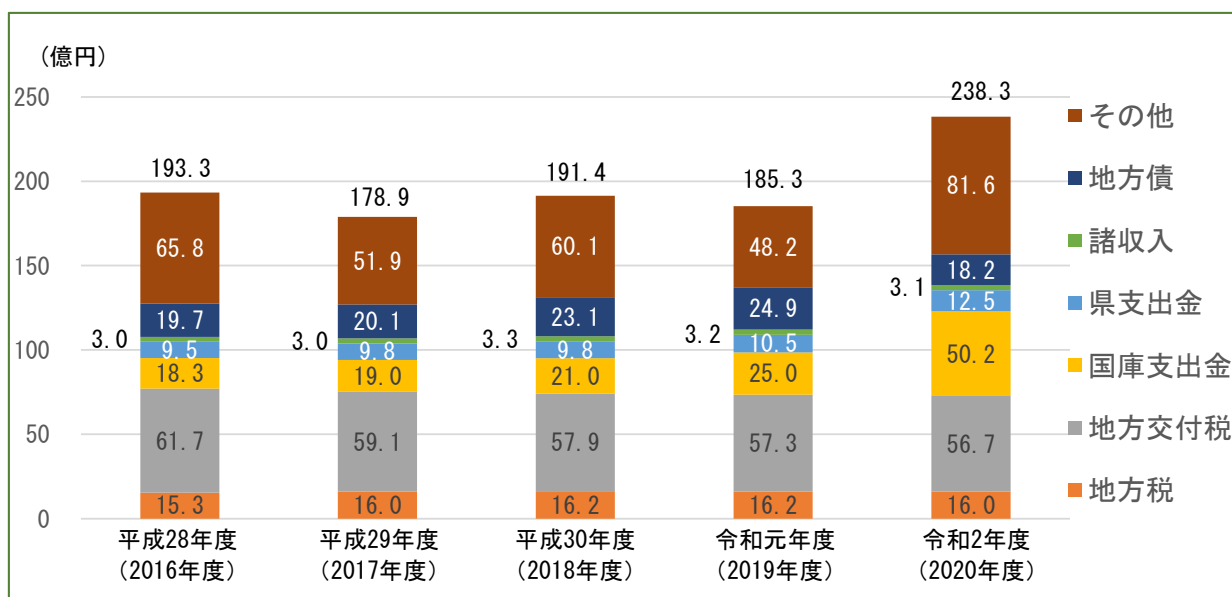
単位：億円、%

区分	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
歳入合計	193.3	178.9	191.4	185.3	238.3	
実数	地方税	15.3	16.0	16.2	16.2	16.0
	地方交付税	61.7	59.1	57.9	57.3	56.7
	国庫支出金	18.3	19.0	21.0	25.0	50.2
	県支出金	9.5	9.8	9.8	10.5	12.5
	諸収入	3.0	3.0	3.3	3.2	3.1
	地方債	19.7	20.1	23.1	24.9	18.2
	その他	65.8	51.9	60.1	48.2	81.6
構成比	地方税	7.9%	9.0%	8.5%	8.7%	6.7%
	地方交付税	31.9%	33.0%	30.2%	30.9%	23.8%
	国庫支出金	9.5%	10.6%	11.0%	13.5%	21.1%
	県支出金	4.9%	5.5%	5.1%	5.7%	5.2%
	諸収入	1.5%	1.7%	1.7%	1.7%	1.3%
	地方債	10.2%	11.2%	12.1%	13.4%	7.6%
	その他	34.0%	29.0%	31.4%	26.0%	34.2%

※端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合があります。

資料：総務省各年決算カード

■歳入の状況



資料：総務省各年決算カード

（２）歳出の状況

歳出の状況を目的別歳出の内訳でみると、令和２（2020）年度普通会計決算の歳出総額は、約226.3億円で、直近５年間の平均は約188.5億円と、その前の５年間の148.0億円から大きく増加しています。

令和２（2020）年度の公共施設等の整備に係る投資的経費は、全体の13.7%にあたる約30.9億円となっており、増加傾向から一転して減少し、過去５年間の平均は約30.9億円で推移しています。また、人件費、扶助費、公債費から構成される義務的経費の占める比率は31.1%と、投資的経費に比べ高くなっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度の92.5%から令和２年度の速報値で94.8%となっており、財政の硬直化がみられる状況となっています。

■目的別歳出の内訳

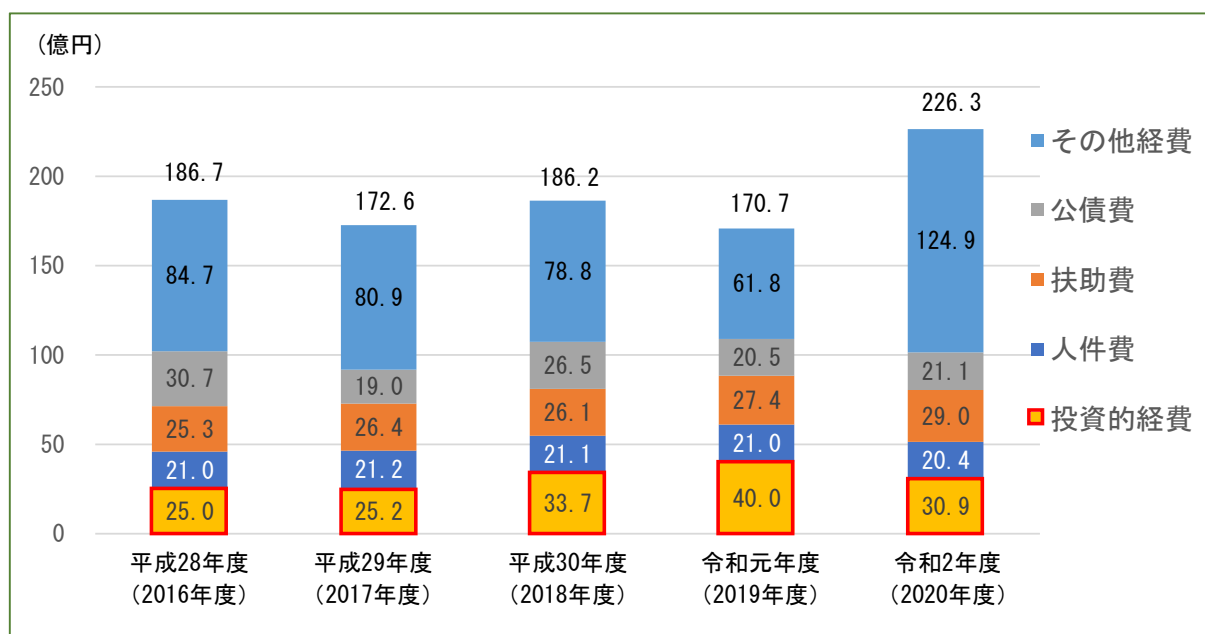
単位：億円、%

区 分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
歳出合計		186.7	172.6	186.2	170.7	226.3
実数	人件費	21.0	21.2	21.1	21.0	20.4
	扶助費	25.3	26.4	26.1	27.4	29.0
	公債費	30.7	19.0	26.5	20.5	21.1
	投資的経費	25.0	25.2	33.7	40.0	30.9
	その他経費	84.7	80.9	78.8	61.8	124.9
構成比	人件費	11.2%	12.3%	11.3%	12.3%	9.0%
	扶助費	13.6%	15.3%	14.0%	16.1%	12.8%
	公債費	16.4%	11.0%	14.2%	12.0%	9.3%
	投資的経費	13.4%	14.6%	18.1%	23.5%	13.7%
	その他経費	45.4%	46.9%	42.3%	36.2%	55.2%

※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

資料：総務省各年決算カード

■歳出の状況



資料：総務省各年決算カード

2.3 建築系施設の現況

(1) 建築系施設の保有量

本町は、令和 2 (2020) 年度現在 329 の建築系施設を保有しており、その延床面積の合計は 293,825.6 m²となっています。これらを類型別に延床面積の構成比を比較すると、公営住宅が 41.7%と最も多く、次いで学校教育系施設 20.2%、町民文化系施設 11.2%、スポーツ・レクリエーション系施設 6.5%と続き、これらが本町の主な建築系施設となっています。

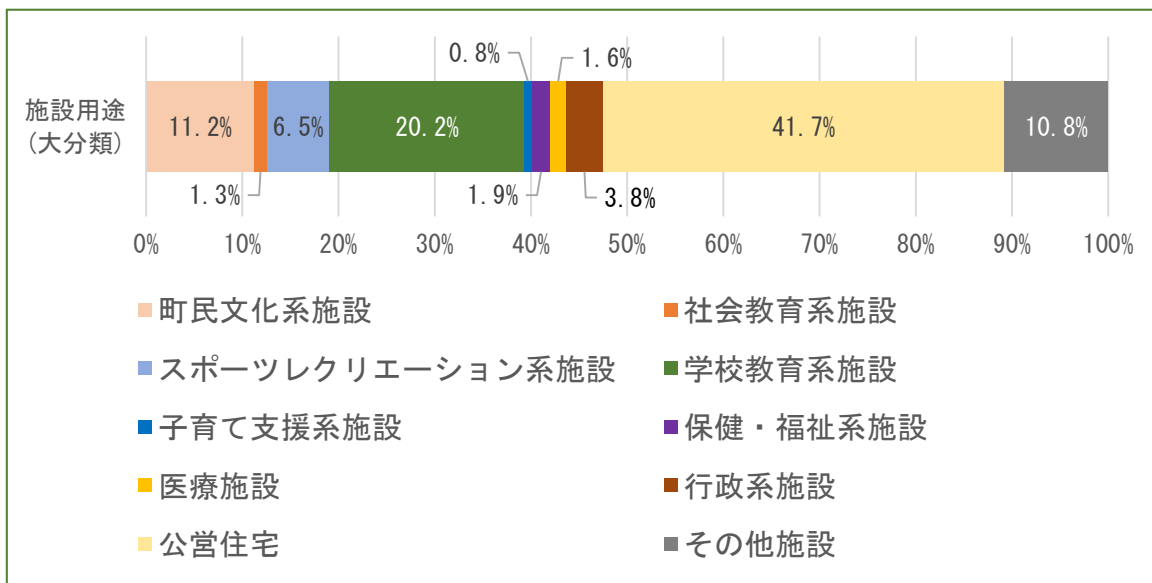
前計画策定時の平成 28 (2016) 年度からの施設保有量(延床面積)の推移をみると、延床面積は 21,616.5 m²増加しています。増加となった主な要因としては、令和 2 年 4 月よりこれまでの金田小学校と金田中学校が 1 つの義務教育学校として統合開校したことにより、学校教育系施設が 15,672.8 m²の増加となっています。また、公営住宅や社会教育系施設の図書館の増加もみられます。

■ 建築系施設の保有量と施設の分類

施設用途		前計画(平成28年度)		本改訂計画(令和2年度)			延床面積 増減 (m ²)
		延床面積 (m ²)	構成比 (延床面積)	施設数	延床面積 (m ²)	構成比 (延床面積)	
大分類	中分類						
町民文化系施設	集会施設	31,146.4	11.4%	121	32,988.8	11.2%	1,842.4
		31,146.4	11.4%	121	32,988.8	11.2%	1,842.4
社会教育系施設	図書館	0.0	0.0%	1	3,868.9	1.3%	3,868.9
		0.0	0.0%	1	3,868.9	1.3%	3,868.9
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	11,349.7	4.2%	8	11,349.7	3.9%	0.0
	レクリエーション施設	7,859.7	2.9%	4	7,859.7	2.7%	0.0
		19,209.4	7.1%	12	19,209.4	6.5%	0.0
学校教育系施設	学校	42,447.7	15.6%	9	57,087.2	19.4%	14,639.5
	その他教育施設	1,375.0	0.5%	2	2,408.3	0.8%	1,033.3
		43,822.7	16.1%	11	59,495.5	20.2%	15,672.8
子育て支援系施設	幼保・こども園	3,170.7	1.2%	1	636.0	0.2%	▲ 2,534.7
	幼児・児童施設	1,042.0	0.4%	7	1,572.9	0.5%	530.9
		4,212.7	1.5%	8	2,208.9	0.8%	▲ 2,003.9
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	1,041.0	0.4%	1	217.8	0.1%	▲ 823.2
	保健施設	5,484.5	2.0%	3	5,484.5	1.9%	0.0
		6,525.5	2.4%	4	5,702.3	1.9%	▲ 823.2
医療施設	医療施設	4,642.1	1.7%	4	4,731.1	1.6%	88.9
		4,642.1	1.7%	4	4,731.1	1.6%	88.9
行政系施設	庁舎等	13,167.2	4.8%	3	9,873.2	3.4%	▲ 3,294.0
	消防施設	1,218.0	0.4%	16	1,361.0	0.5%	143.0
		14,385.1	5.3%	19	11,234.2	3.8%	▲ 3,151.0
公営住宅	公営住宅	115,808.1	42.5%	51	122,663.3	41.7%	6,855.2
		115,808.1	42.5%	51	122,663.3	41.7%	6,855.2
その他施設	その他施設	32,457.1	11.9%	98	31,723.5	10.8%	▲ 733.6
		32,457.1	11.9%	98	31,723.5	10.8%	▲ 733.6
合計		272,209.1	100.0%	329	293,825.6	100.0%	21,616.5

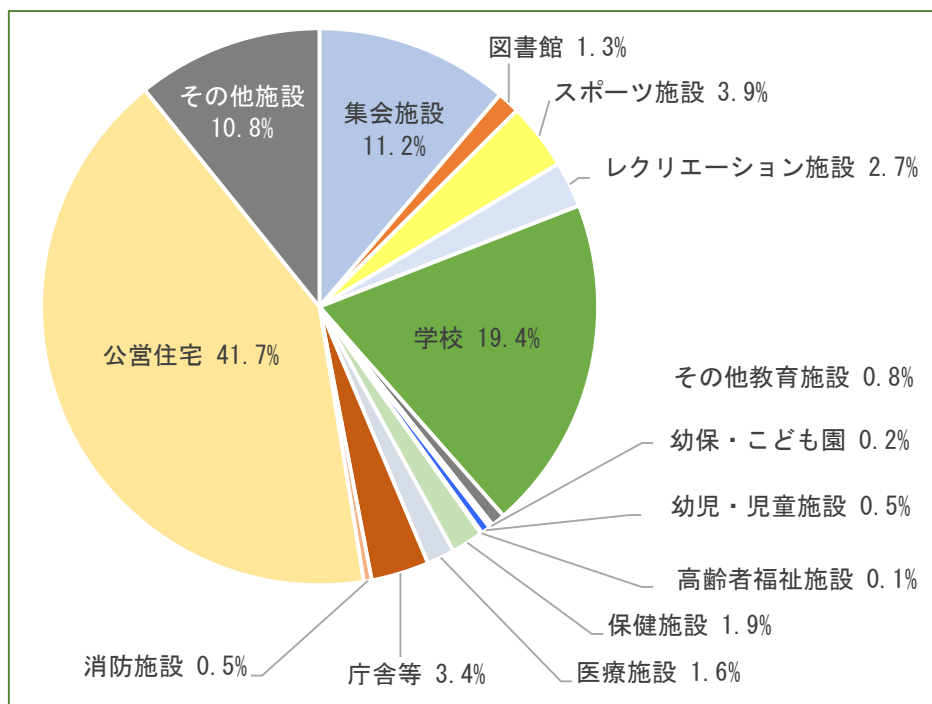
※端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合があります。

■ 類型（大分類）別延床面積の構成比



※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

■ 類型（中分類）別延べ床面積割合



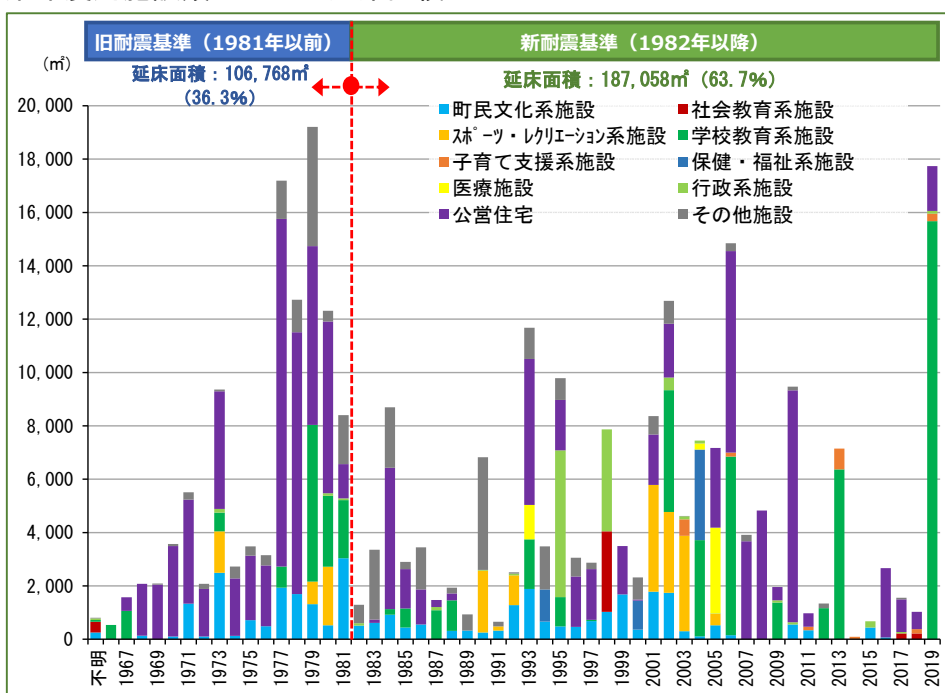
※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

(3) 建築年度別施設延床面積の状況

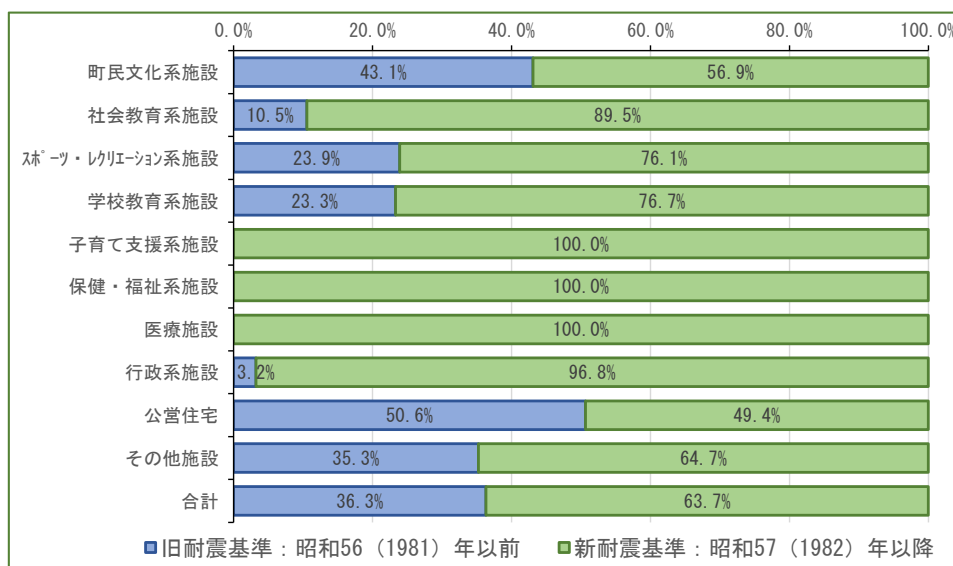
施設延床面積を建築年度別にみると、1977年度から1980年度にかけて多くの施設の整備が行われ、特に公営住宅の建設が多くなっています。その後、2006年度の合併の直後に学校と公営住宅の整備によりもう一つのピークがみられます。また、2019年度のピークは、主に金田小学校と金田中学校が1つの義務教育学校として統合開校したことによるものです。

昭和56(1981)年に建築基準法の改正が行われ、耐震基準が変更されており、それ以前に建築された旧耐震基準の建物は、耐震性能が低い可能性があります。本町では、1981年以前に建築された建物は全体の36.3%を占めており、前計画における割合の37.3%から1.0ポイントの改善となっています。特に、公営住宅は旧耐震基準の建物が約半数を占めており、今後も、1978年度から1980年度にかけて整備された多くの施設の更新が課題となります。

■ 建築年度別施設類型ごとの延床面積



■ 新旧耐震基準による分類



2.4 インフラ施設の現況

経済の発展や生活の利便性の向上につながるインフラ施設の整備は、本町の発展に不可欠な事業であり、施設整備に係る財源の確保と計画的な実施が求められます。

今後も、道路改良および舗装補修工事の継続実施と橋梁の補修および補強対策を計画的に実施し、住民生活の利便性と安全性の向上を図る必要があります。

(1) 道路

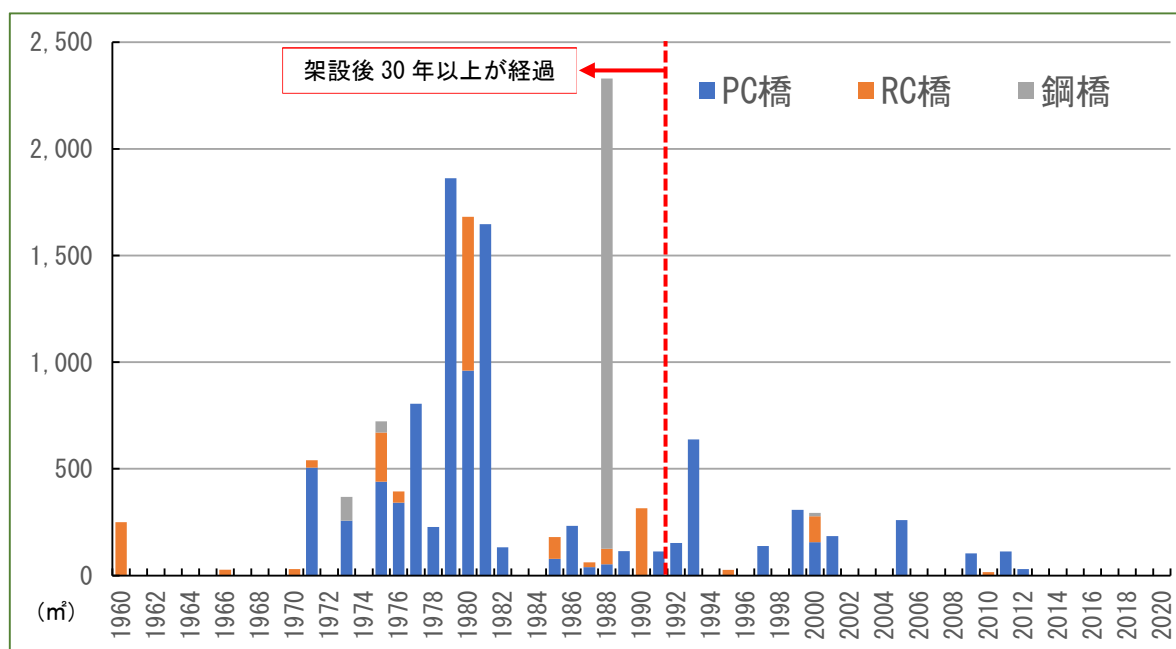
本町の一般道路の実延長は、令和2年度末現在 298,147.5m、道路面積は 1,723,411.5 m² となっています。また、道路改良率は 92.4% となっています。

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は、令和2年度末現在 143 橋、面積で 15,384 m² です。橋梁の 8 割以上は架設後 30 年が経過しており、平成 30 (2018) 年には「福智町橋梁長寿命化修繕計画」を第 2 回目の点検結果を基に見直しています。1988 年にグラフ上大きく伸びている鋼橋は、金田陸橋の架設整備を示しています。

高度成長期に建設された橋梁は、設計基準の改訂、交通量の増大、建設地域の環境条件の変化などに伴い、耐荷力不足、部材の損傷、材料の課題を有しており、そういった橋梁の劣化に対応するため、性能の維持管理には多額の費用を要することとなります。

■ 整備年別橋梁面積



資料：「福智町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月）」

2.5 過去に行った対策の実績

前計画策定後の平成 30(2018)年度以降に実施した大規模改修等の対策の実績を以下のとおり整理します。直近の3ヶ年度では、ほうじょう温泉ふじ湯の里の浴室及び空調設備の改修、公営住宅の住戸改善以外は全て各施設の解体工事となっています。なお、令和元年度の若草団地の解体工事は、平成 29 年度の建替工事に伴う解体となっています。

■大規模改修等の対策の実績

実施年度	所管課	施設大分類	施設中分類	施設名	改修等の部位・内容	備考
H30	人権・同和対策課	その他	その他	方城第1大型共同作業所	解体	
	福祉課	保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	養護老人ホーム天郷荘	解体	
	住宅課	公営住宅	公営住宅	堀川団地(52-2棟)	住戸改善(内部・外壁・屋上)	
伏原団地集会所				解体		
R1	まちづくり総合政策課	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	ほうじょう温泉ふじ湯の里	浴室改修、空調設備改修	
	住宅課	公営住宅	公営住宅	若草団地(50-1~7棟, 51-1~2棟)	解体	建替(H29新築)
				柿ノ木団地	解体	
生涯学習課	町民文化系施設	集会施設	長浦教育集会所	解体		
R2	農政課	その他	その他	丸山農機具倉庫	解体	
	住宅課	公営住宅	公営住宅	福丸団地	住戸改善(内部・外壁・屋上)	
湧淵団地(A棟)				住戸改善(内部・外壁・屋上)		

※概ね 100 万円以上の工事を想定

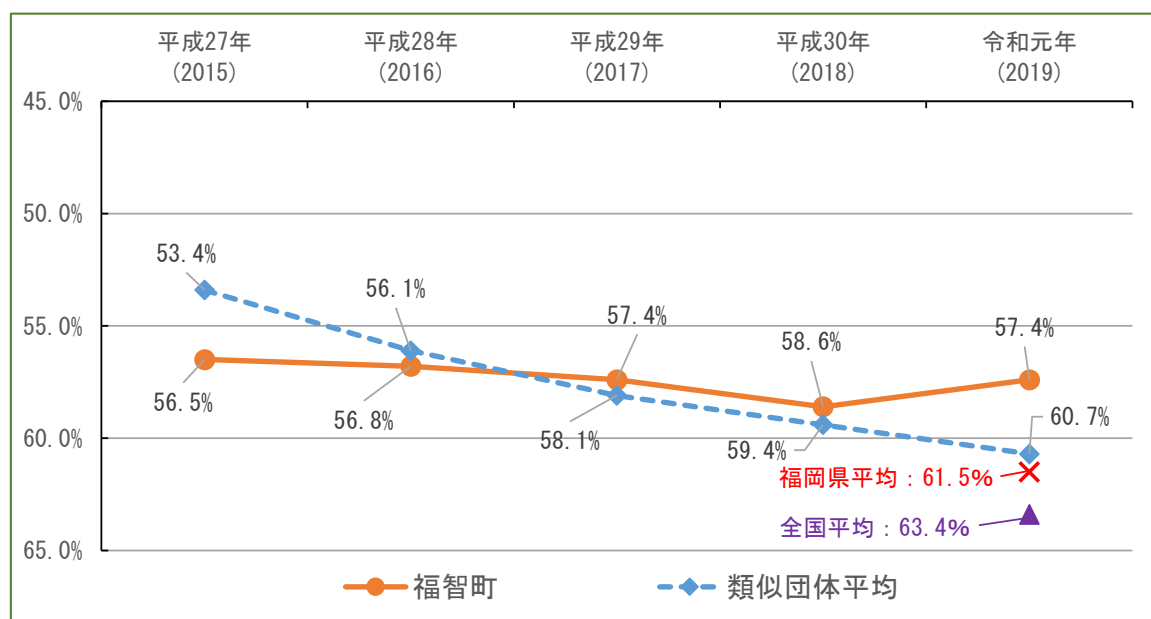
2.6 有形固定資産減価償却率の推移

本町の令和元年度有形固定資産減価償却率は、57.4%となっており、類似団体の60.7%と比較して3.3ポイント低い状況となっています。また、福岡県や全国と比較しても低く、類似団体96団体中36位となっています。

過去5年間の平均は、57.3%で推移しており、前年度と比較して1.2ポイントの減少となっています。これは、令和元年度に金田義務教育学校が建設され、有形固定資産額の増加より、既存施設の当年度有形固定資産減価償却額の方が低かったことによるものと考えられます。

今後も、本改訂計画の取組みを進め、老朽化した施設の集約・複合化や除去を進める必要があります。

■有形固定資産減価償却率の推移



※類似団体とは、人口および産業構造等により分類された市町村と同じグループに本町が属することをいう。

資料：総務省令和元年度決算財政状況資料集

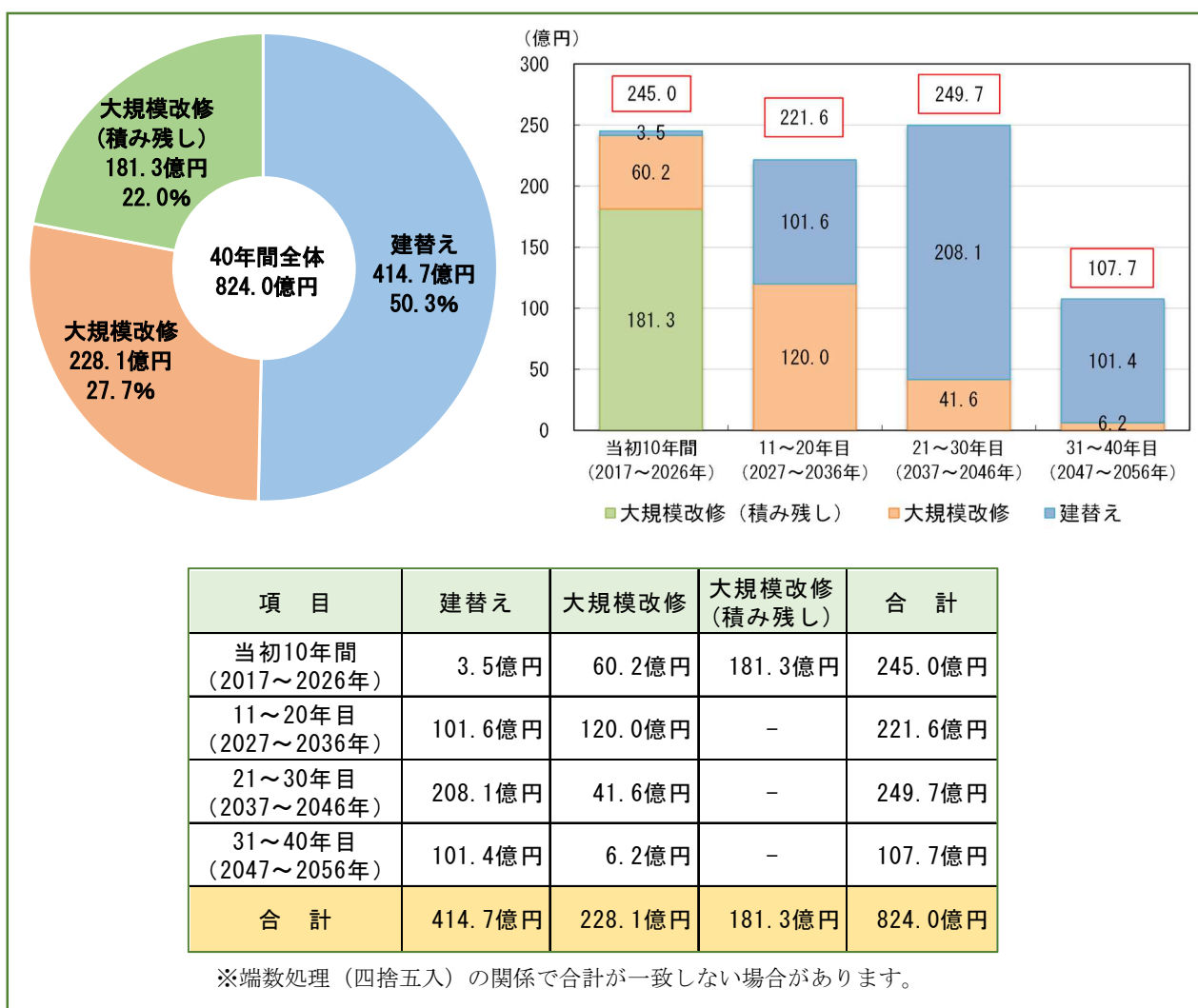
2.7 将来更新費用の推計

総務省提供の「財団法人自治総合センター更新費推計ソフト」に基づき、将来更新費用の試算を行い、以下に掲げます。なお、期間は前計画と同様の令和 38（2056）年度とするため、ソフトの構造上、開始年度を平成 29（2017）年度とし、最終年度までの 40 年間とします。

（1）建築系施設

現状の建築系施設をすべて維持すると仮定し、更新費用を推計した結果は、今後建替に 414.7 億円、大規模改修に 228.1 億円、大規模改修の積み残しに 181.3 億円、合計で 824.0 億円、年平均では 20.6 億円かかるものと推計されます。

■将来更新費用の推計

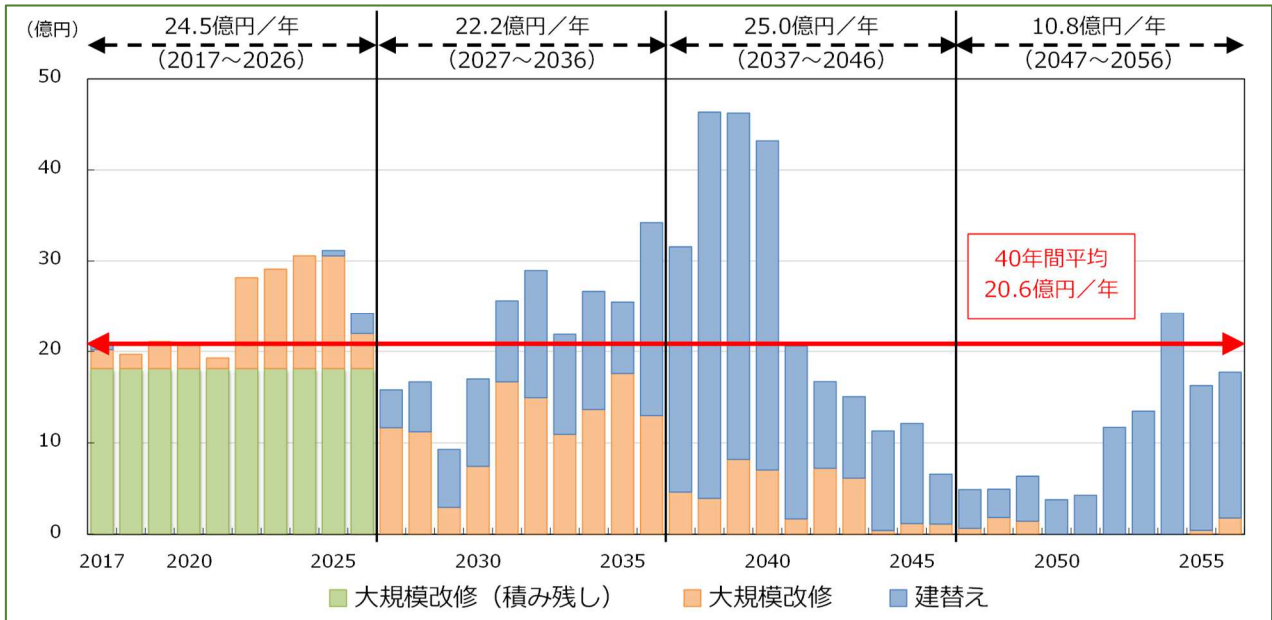


※総務省提供「更新費推計ソフト」に基づき試算

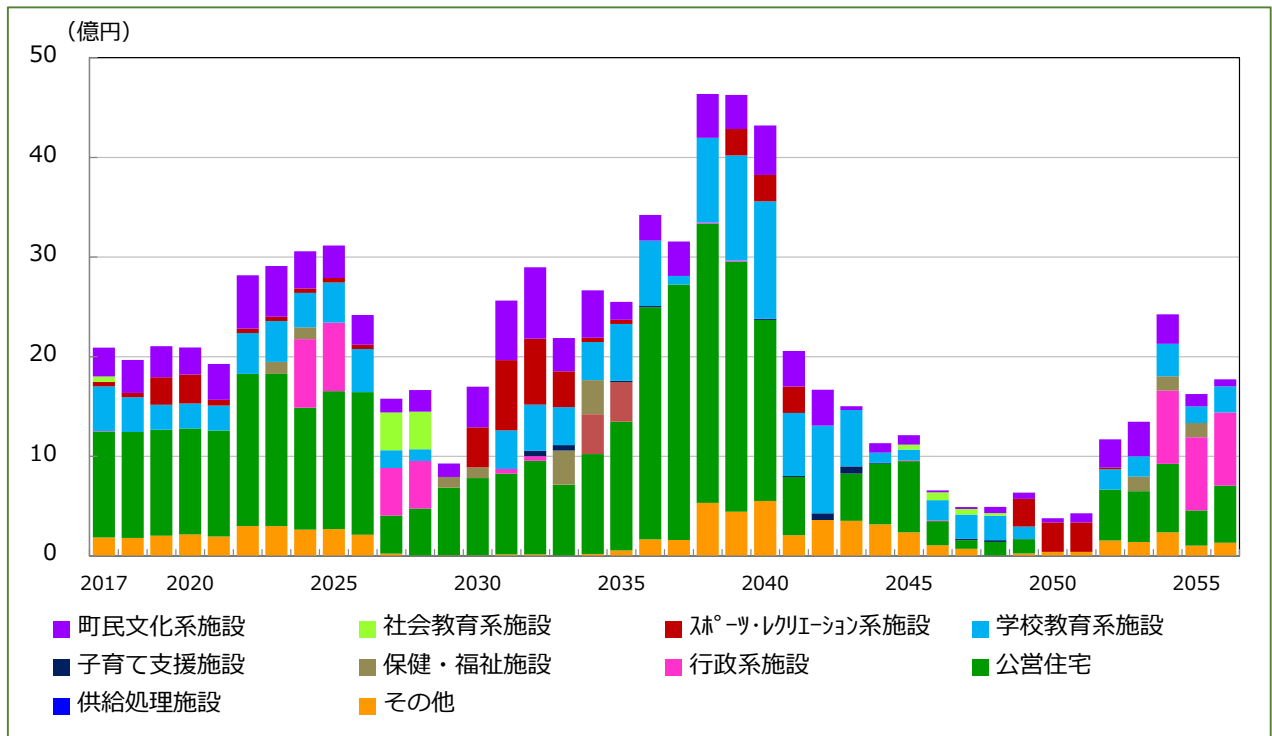
当初の10年間は、積み残しの大規模改修を実施するため、更新費用全体が膨らんでいます。また、2036年以降の数年間は、1978年以降に建設された施設の建替が集中します。

類型別では、公営住宅の改修・建替が大きなウェイトを占めています。

■ 建築系施設の将来更新費用



■ 類型別将来更新費用



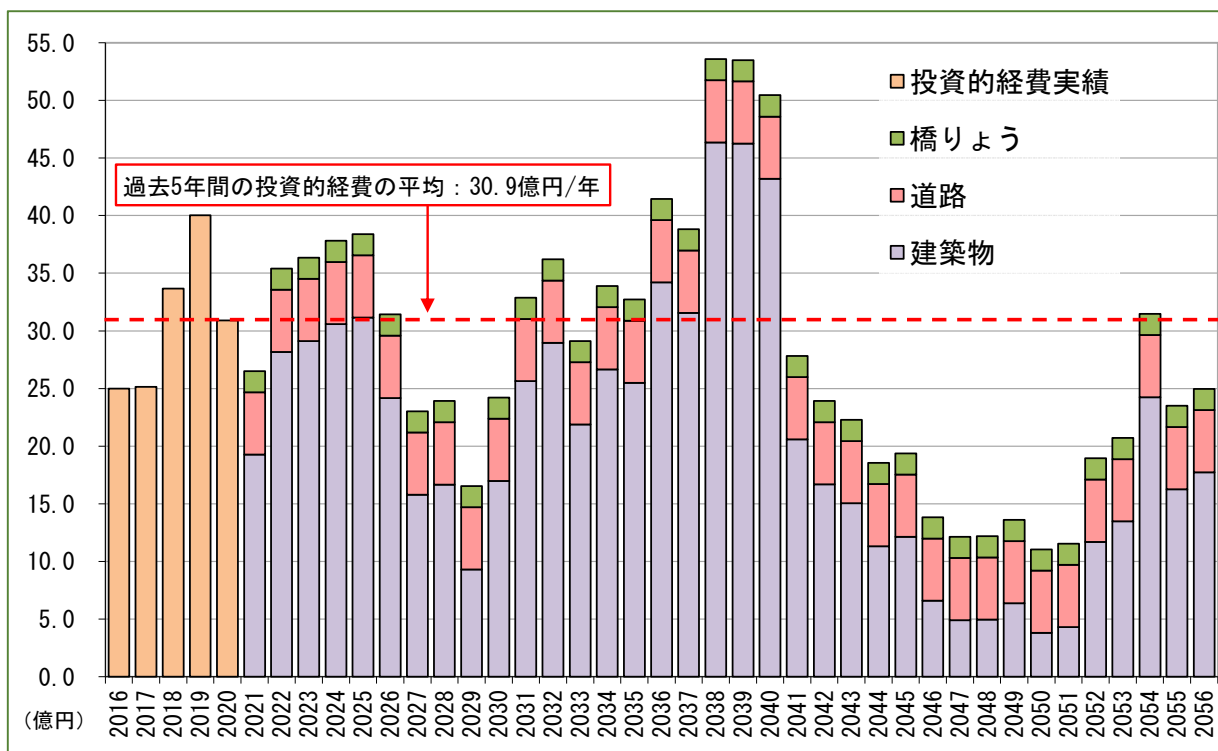
※総務省提供「更新費推計ソフト」に基づき試算および作図

(2) インフラ施設

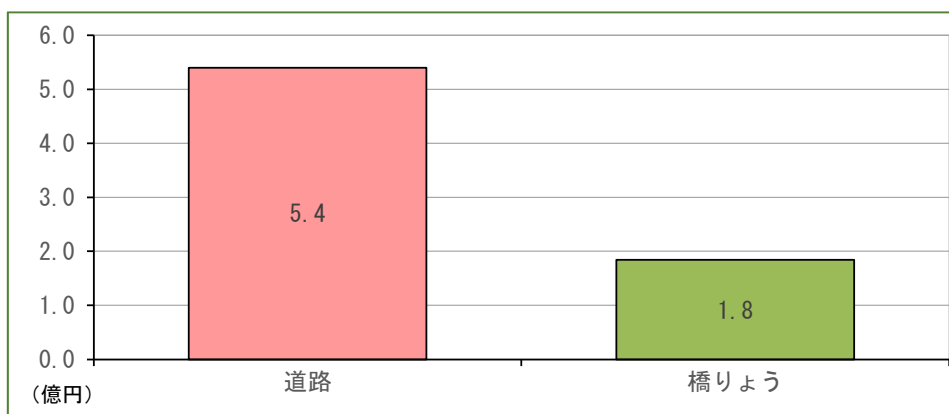
本町の過去5年間の投資的経費の平均は、30.9億円となっています。現在ある既存インフラ施設（道路、橋りょう）を現状維持すると仮定した場合、今後計画期間内に合計約246.2億円、年平均にすると約7.2億円程度の更新費用が必要と見込まれます。種別の1年当たり更新費用では、道路5.4億円、橋りょう1.8億円となります。

また、前頁の建築系施設と合わせると、計画期間内に約1,070.2億円、年平均にすると約26.8億円程度の更新費用が必要と見込まれます。

■インフラ施設と建築系施設の将来更新費用



■インフラ施設種別の更新にかかる1年当たりの経費



(3) 更新費用推計の前提条件

将来更新費用の推計は、総務省提供の財団法人自治総合センター更新費推計ソフトに基づき、以下の条件で試算します。

■ 建築施設の前提条件

① 耐用年数の設定

○耐用年数＝60年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

② 更新年数の設定

○建築時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して建替え

○現時点で建築時より31年以上、50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定

○現時点で、建築時より50年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定

③ 建築施設単価の設定

○単価は、既に先行して更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績及び設定単価等をもとに設定

○建替えについては解体費を含む

○建築施設単価を以下に示す

大分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

■ インフラ施設の前提条件

○「更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（㎡）×更新単価（円/㎡）」とし、道路については総面積を耐用年数で割った値を1年間の更新量と仮定

○RC橋、PC橋はPC橋に、鋼橋は鋼橋に更新すると仮定

○対象施設の推計条件を以下に示す

対象分野	耐用年数	単 価	
道路	15年	4,700円/㎡	
橋梁	60年	PC橋	425千円/㎡
		鋼橋	500千円/㎡

(4) 長寿命化を反映した場合の効果

ここでは、これまで推計した耐用年数 60 年の公共施設（建築物）に対して、耐用年数を 10 年間延長し 70 年とした公共施設（建築物）の将来更新・改修費用を推計・比較します。

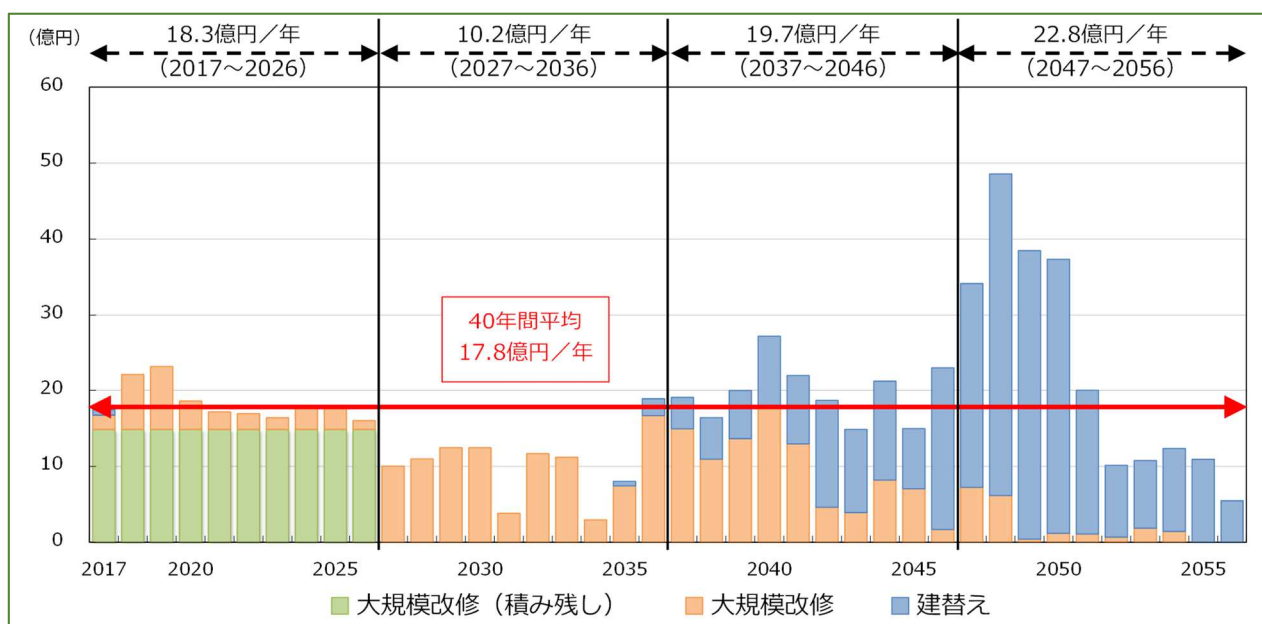
推計の結果、今後の更新・改修費用は、建替え 313.2 億円、大規模改修 249.2 億円、大規模改修の積み残しに 148.6 億円、計 711.0 億円が必要と見込まれ、年平均では 17.8 億円が必要となります。

耐用年数を延長したことで、今後の 40 年間の更新・改修費用総額は、824.0 億円から 711.0 億円となり、113.0 億円の縮減が見込まれます。また、長寿命化を行うことで大規模改修の費用が 228.1 億円から 249.2 億円へと 21.1 億円の増額となるものの、建替え費用は 101.5 億円の減額となります。一方で、後半 2047～2056 年の 10 年間に建替えが集中し、平均年額は 10.8 億円/年から 22.8 億円/年へと 12.0 億円/年の増額となります。

■前提条件

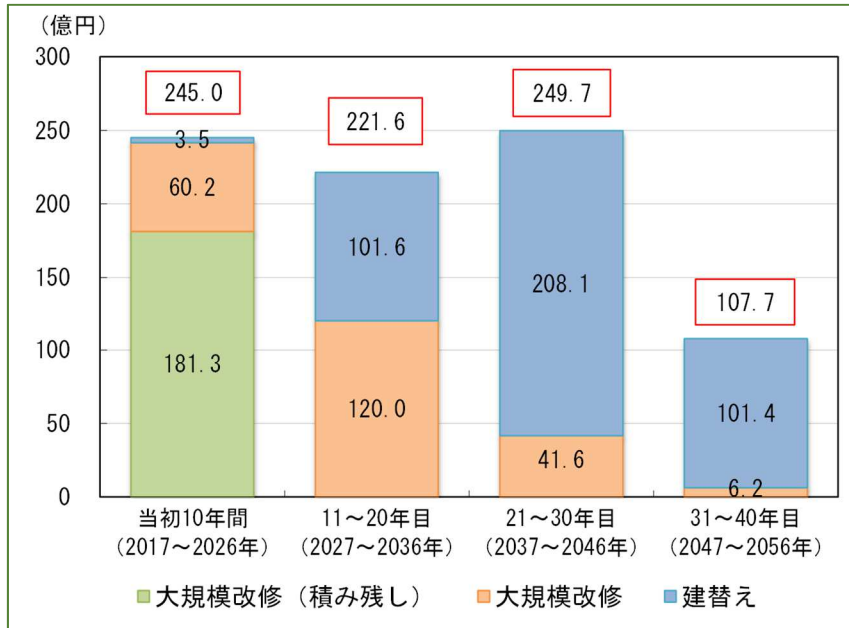
- 現在の施設をすべて維持すると仮定
- 耐用年数を 70 年と仮定（10 年間の延長）
- 建設時より 35 年後に大規模改修を行い、70 年間使用して建替えをすることを前提
- 現時点で建設時より 31 年以上、60 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を仮定
- 現時点で建築時より 60 年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定

■長寿命化を反映した場合の建築物の将来更新・改修費用

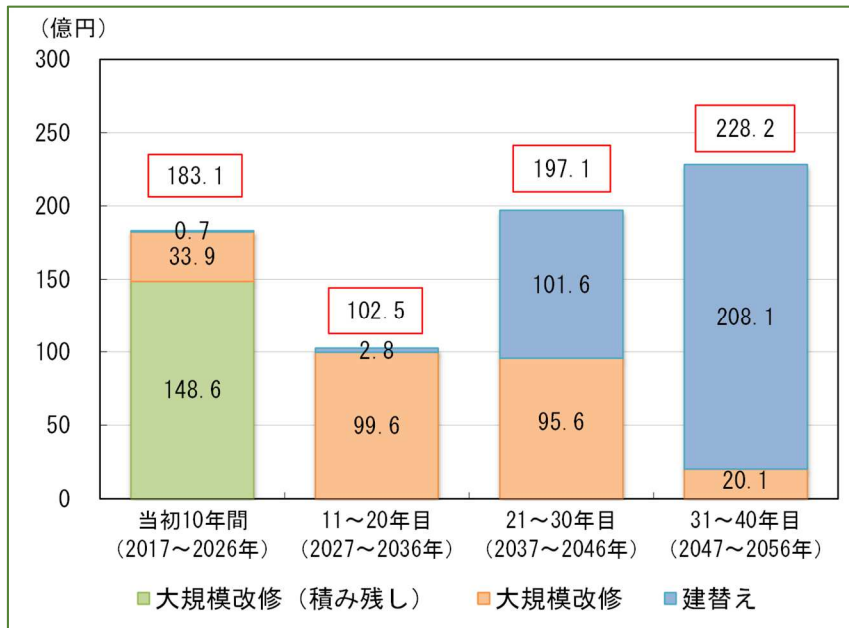


※総務省提供「更新費推計ソフト」に基づき試算および作図

■耐用年数 60 年の場合：10 年間ごとの建築物の将来更新・改修費用(再掲)



■耐用年数 70 年の場合：10 年間ごとの建築物の将来更新・改修費用



項目	建替え	大規模改修	大規模改修 (積み残し)	合計
当初10年間 (2017~2026年)	0.7億円	33.9億円	148.6億円	183.1億円
11~20年目 (2027~2036年)	2.8億円	99.6億円	-	102.5億円
21~30年目 (2037~2046年)	101.6億円	95.6億円	-	197.1億円
31~40年目 (2047~2056年)	208.1億円	20.1億円	-	228.2億円
合計	313.2億円	249.2億円	148.6億円	711.0億円

※総務省提供「更新費推計ソフト」に基づき試算および作図

2.8 現況と課題の整理

(1) 将来の人口減少に対応した公共施設の保有

本改訂計画の計画期間を令和4(2022)年度から34年間とすれば、目標年次は令和38(2056)年度です。本改訂計画では、目標年次の将来人口を15,976人と推計しています。今後も人口減少は避けられず、現状のままでは過剰な公共施設を保有することとなり、人口動態の変化に対応した公共施設の保有を図る必要があります。

(2) 人口構成の変化に対応した公共施設の在り方

年齢3区分による人口構成では、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加が今後とも進むものと考えられます。そのため、学校教育施設や高齢者の保健・医療など、人口構成の変化に対応した公共施設の在り方を見直すことが重要な課題となります。

(3) 公共施設として望まれるサービスの提供・確保

総務省の「令和元年度公共施設状況調査」によると、本町の住民一人あたりの公共施設保有面積は、10.93㎡/人となっており、県内他自治体との比較でも高い数値となっています。

前述の人口減少問題も含めれば、町が提供すべき公共サービス、公共施設の質と量を見直していく必要があります。

施設が整備されてからの時間経過とともに、その利用目的に対するニーズが変化しており、利用頻度が少ない施設も存在します。そのような施設の統廃合や多目的利用など、時代のニーズにあった施設利用を考慮することが必要です。

(4) 公共施設としての安全性や快適性の確保

本町が保有する公共施設のうち、旧耐震基準のもとで建設された施設が全体の36.3%です。町民の安全を確保するため、旧耐震基準で整備された施設の耐震化改修が重要です。

施設は適切なメンテナンスを施すことにより良好な状態を維持し、快適な空間を確保し、施設の寿命を延ばすことが可能となります。

本町では、大規模改修の時期が来ても、改修されないままの施設が多く残されており、必要な改修を早期に実施することが、施設の長寿命化と安全で快適な空間確保につながります。

(5) 効率的・効果的な事業の実施

今後予想される生産年齢の減少や社会・経済情勢の変化等を考慮すれば、町の財政収入の大幅な増大は、難しいものと考えられます。

そのため、限られた財源の中で、町民のニーズに応え、地域社会の活性化を果たすためには、効率的・効果的な行財政運営が重要となります。

公共施設においては、施設の長寿命化や予防保全の考え方を浸透させるとともに、時代の役割を終えた施設の用途廃止・解体も視野に入れ、公共施設の在り方を検討していく必要があります。

(6) 未利用となっている土地の管理・活用

今後、公共施設の統廃合等が進むことにより、利活用の予定がない土地（遊休地）が増加することが見込まれます。これらの土地は、草刈り等の管理経費が財政的な負担となるだけでなく、景観の悪化や不法投棄の誘発など、地域環境に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、町が保有する土地の状況を正確に把握し、全庁的な視点から適正な管理と有効活用を促進していくことが重要な課題です。

3. 公共施設の総合管理に関する方針の設定

3.1 基本方針

これまでの公共施設の現況に対する基本的な認識、課題を踏まえ、本町における公共施設等のマネジメントに関する基本方針を設定します。

- ◇ 施設の適正な保有量の確保
- ◇ 施設の適切な維持管理・更新の実施
- ◇ 施設の安全・安心の確保
- ◇ 施設の効率的・効果的な運営

3.2 施設保有量の目標

町民が健康で文化的な生活を送るとともに、まちづくりビジョンに基づく健全で持続可能な地域社会の発展を維持するためには、適切な水準の公共施設の保有が重要です。そのため、人口構造や社会・経済上の変化、住民ニーズの多様化等を考慮した公共施設保有量の目標設定を行います。

(1) 建築物系施設

①目標期間

現在、本町が保有する建築物系施設全体の36.3%は、昭和56（1981）年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づき整備され、保有量の47.1%にあたる138,269㎡が建築後30年以上経過しています。よって、今後も継続して使用する場合には、老朽化対策や耐震性能の向上に向けた大規模改修が必要となり、安全確保の観点や財政負担の大きさからも重大な課題です。

■数値目標の設定について

○数値目標の設定については、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、以下のように記載されています。

「公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載する」

数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

②削減目標の設定

将来的に本町の人口の減少が予測される中で、公共施設の総量が縮小しない場合には、「町民一人あたりの延床面積が増大＝町民一人あたりが負担する施設の維持管理・更新費が増加」することになります。

そのため、将来的な人口動向やニーズ、将来の財政状況等を踏まえ、中長期的な視点から公共施設の現状維持ではなく、できるだけ機能を維持しながら「選択と集中」による財政負担軽減のための公共施設保有量の適正化を行う必要があります。

a. ケース 1：将来人口からみる削減目標

人口減少が予測されている中で、今後も現在の公共施設の保有量を維持し続けた場合、町民一人あたりの延床面積が現在の約 1.3 倍に増大していくことが見込まれます。

計画期間終了時の人口が約 25.3%減少することから、令和 2（2020）年国調人口を基にした町民一人あたりの延床面積を現状維持（町民一人あたり 13.73 m²/人）にすることを前提とし、人口減少に応じて公共施設の延床面積を削減すると仮定した場合、本町における公共施設の延床面積を約 25.3%削減する必要があります。

■将来人口からみる削減量

項目	人口	延床面積	町民一人あたり延床面積
令和 2（2020）年国調人口	21,398 人	293,825.6 m ²	13.73 m ² /人
令和 38（2056）年推計人口	15,976 人	219,350.5 m ²	13.73 m ² /人
人口増減率	-25.3%		

約 25.3%削減 ▲74,475.1 m²

令和 38（2056）年までに約 25.3%以上の削減が必要（延床面積ベース）

b. ケース 2：財政面からみる削減目標

今後、現在保有している公共施設すべてを更新した場合、公共施設の更新費用（建替え・大規模改修費）にかかる年平均額は、20.6 億円/年と推計されています。

また、令和元年度から過去 5 年間の公共施設にかかる普通建設事業費をみると、近年は図書館・歴史資料館や金田義務教育学校等の整備により事業費が他の年度に比べ大きく膨らんでいます。このことから、計画期間終了年次の普通建設事業費は、前計画と同様年度である平成 27 年度の普通建設事業費 19.4 億円を基に推計します。これにより、推計値は令和 38（2056）年人口（15,976 人）の減少率 25.3%に応じて普通建設事業費も減少すると仮定し、令和 38（2056）年には、14.5 億円になると推計されます。

将来の更新費用は、公共施設の延床面積の増減に比例することから、将来の公共施設にかかる投資見込み額 14.5 億円/年を確保することを前提とし、不足額に応じた延床面積を削減すると仮定した場合、本町における公共施設の延床面積を約 19.7%削減する必要があります。

■過去5年間の普通建設事業費の推移

項目	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
普通建設事業費(億円)	19.4	24.8	25.1	32.8	39.5

■財政面からみる削減量

①	公共施設にかかる更新費用	20.6 億円/年	更新費用シミュレーション結果 (今後40年間)
②	公共施設にかかる普通建設 事業費(H27実績値による推計)	14.5 億円/年	普通建設事業費の推計値
③	更新費用の不足額	6.1 億円/年	①-②

【削減率の考え方】

【削減率の考え方】

- 建替え更新周期を60年、大規模改修周期を30年とした場合
(総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定値)
⇒ **公共施設の将来更新費用にかかる費用 年平均 20.6 億円**
- 人口減少率25.3%に応じた令和38(2056)年普通建設事業費の推計値：**14.5 億円/年**
- 公共施設にかかわる普通建設事業費を14.5億円/年以内に収めるためには、改修・建替え費用を現在から29.6%の削減が必要。
- 建替え更新周期である60年間で実施するとした場合に、1年当たり約0.49%削減となり、**計画期間終了年次までに19.7%の削減が必要。**

■算定式

$$14.5 \text{ 億円/年} \div 20.6 \text{ 億円/年} = 70.4\% \text{ (29.6\%削減が必要)}$$

$$(29.6\% \div 60 \text{ 年 (更新周期)}) \times 40 \text{ 年 (試算ソフト推計期間)} = 19.7\% \text{削減が必要}$$

令和38(2056)年までに約19.7%以上の削減が必要(延床面積ベース)

これにより、将来における公共施設保有量(延床面積ベース)の目標値は、上述の「ケース1: 将来人口からみる削減目標」と「ケース2: 財政面からみる削減目標」の双方を考慮するとともに、前計画の目標値20%以上を上回る約22%以上の削減を目標とします。

令和38(2056)年までに約22%以上の削減を目標とします。(延床面積ベース)

(2) 都市基盤施設

都市基盤施設は、集約・複合化等の改善や、用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、現状を把握し、点検・評価により対処方法を分析することで保全需要の見通しを明らかにした上で、持続可能な施設保有を目指します。

3.3 実施方針

基本方針を受け、以下に公共施設の管理に関する実施方針を設定します。

(1) 施設の適切な維持管理・更新の実施

施設の定期的な点検・診断を実施し、それをもとに維持管理・更新等を実施します。また、施設の予防保全型管理と長寿命化対策により、施設の耐久性の向上とともに、維持管理費用、更新費用の縮減・平準化を図ります。

ユニバーサルデザイン化の推進については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン・2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、誰もが安全で快適に移動でき、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインの街づくりを進めていきます。

①点検・診断の実施方針

- 老朽化や劣化などの要因による施設等の損傷程度や危険性などについて、必要に応じ、管理者等による目視点検や診断を行い、モニタリングを実施します。
- 点検・診断等の履歴を蓄積・分析し、計画の見直しや、個別計画に反映させます。
- 重大事故発生の回避や修繕・更新等の必要性を判断するため、劣化・損傷等の程度、原因を把握する点検・診断基準や方法、点検体制等を早期に整備します。
- 修繕・更新等の必要性を判断する要素として、施設ごとの点検・診断等の実施履歴・結果をファイリングし、一元的に情報を管理します。

②維持管理・更新等の実施方針

- 診断結果をもとに、維持管理等の対策の必要性や緊急度等を検討します。
- 予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を図る維持管理方法を検討します。
- 施設の発揮すべき機能や安全性を確保するため、日常の清掃・点検・保守等の維持管理活動を確実に実施します。維持管理活動により、早急な修繕が必要とされた場合は、速やかに対応するとともに、更新等については計画的実施を図ります。
- 施設の安全管理やコスト管理等に活用するため、修繕・更新等の実施履歴を蓄積し、一元的に情報を管理します。
- 維持管理・更新等のコスト縮減を図るため、施設特性に応じた合理的な維持管理方策を検討します。
- 維持管理・更新等の実施にあたっては、コスト縮減と施設管理のサービス水準を見極めながら、民間ノウハウの活用（業務委託、指定管理者制度、*PPP/*PFI 事業の導入等）を積極的に推進します。また、施設によっては、維持管理の担い手として地域・町民等との協働に努めます。

③長寿命化の実施方針

- トータルコストの縮減・平準化を目指して、財政計画と連動した「長寿命化計画」を必要に応じて策定し、計画的に維持管理を実施します。
- 計画的・効果的な予防保全措置の実施による施設の長寿命化は、建替え時期の延伸による更新費用の平準化を可能とします。
- 長寿命化を図ることで長期的にみた維持管理・更新等にかかるコスト縮減が可能な施設においては、予防保全型管理の導入や、耐震性能・耐久性の向上を目的とした修繕等を実施することで施設の延命を図ります。
- 技術開発の動向を注視し、公共施設の修繕・更新時には、新技術の積極的な採用を図ります。

■予防保全の考え方

- 不具合が生じたときに「その都度対応」（事後保全型方式）では手遅れの場合があります。突然に安全が脅かされる等の問題が起き、多額の費用発生や利用を中断しなければならない場合もあります。
- 構造、部材、設備等の耐用年数（償却年数、瑕疵担保期間など）を十分把握し、早いうちに点検や修繕を行い、不具合の拡大や問題の深刻化を防止しておく必要があります。
- 予防保全型方式は、「計画的に手を入れて長持ちさせる」もので、この方式への移行が求められています。
- ただし予防保全型は、毎年の費用（維持管理費）が何も手を打たない場合に比べ増える場合があります。また、従来の事後対応型から予防保全型に転換する当初期間で、これまでの補修をせずに放置していたものへの対応のため、費用がふくらむ場合もあります。

※PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

④ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 少子高齢化や国際化の進行による利用者の変化等を考慮し、建物の改修及び更新・新設の際には、ユニバーサルデザイン化を図ります。
- 今後も維持していく既存施設においては、敷地内通路の段差の解消や点字ブロックの設置、建物内の床面段差の解消や手すり、スロープの設置などのバリアフリー化の普及に努めます。
- 道路及び公園の改修に際しては、歩行空間の確保、段差の解消、歩道や園路等への点字ブロックの設置等に努めます。

(2) 施設の安全・安心確保

様々な危険性（リスク）から、公共施設における町民の生命と財産の安全確保を図ります。

本町は、町の中心部を彦山川や中元寺川が流れ、西山断層が筑豊中心部を通っています。そのため、地震や水害など、自然災害における被害の防止・軽減を図るため、耐震性確保（減災）や災害時の避難所機能等の確保を推進します。また、平常時の施設利用の安全確保と機能性向上に努めます。

①安全確保の実施方針

- 安全確保に関するチェックリストを作成し、リスク（事象及び要因）ごとに安全確保対策を検討します。
- 把握された各リスクの詳細な点検・診断を定期的を実施します。
- 点検・診断により危険性が認められる箇所等について改修等の対策を検討します。
- 事故・事件・災害が発生したときの損害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制の構築や対策マニュアルの作成等を図ります。
- 点検・診断等により危険が認められる施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。
- 危険性が認められた施設について、復旧のための予算確保が困難な場合は、他施設や民間施設による機能の代替を検討し、中長期的な供用停止を図ります。
- 利用頻度が低く今後とも利用見込みのないものについては、用途廃止の上、売却や除却に努めます。

②耐震化の実施方針

- 災害時の施設利用者の安全確保だけでなく、災害時における拠点施設、避難所等としての機能確保のため、公共施設等の耐震化に努めます。
- インフラ施設は、耐震性ととともに耐災性の向上を図ります。特に、道路、トンネル、橋梁等のインフラ施設においては、地震発生による人命への重大な被害（避難活動の遅れや倒壊による事故等）や町民生活へ深刻な影響（ライフラインの停止等）を考慮して、優先順位を設定して耐震化を推進します。

- 「福智町地域防災計画」において災害活動の避難、救援、復旧活動拠点として位置づけている施設は、優先して耐震化を行います。
- 耐震化の優先度が低いと判断され、耐震化のための予算確保が難しい耐震基準を満たしていない公共施設については、他施設や民間施設による機能の代替可能性を検討した上で、供用停止や更新時の統廃合等の判断を行います。

（３）施設利用の効率的・効果的な運営

既存公共施設の利便性、サービス内容の改善・向上を図り、利用を促進していきます。また、施設運営コストを縮減するため、外部委託等、効率的な管理運営方法を検討します。

①既存施設の利用促進の実施方針

- サービス水準を維持することに努め、ハード面（スペース、設備等）、ソフト面（サービス提供）の両方から、利用促進方策を検討します。
- 限られた財源の有効活用のため、現有施設の効率的・効果的活用を推進するとともに、利用頻度の低い施設の統廃合を推進します。
- 公共施設の統廃合等により生じる未利用施設の一部は、民間への貸付・売却等の運用を図ります。
- 国・県・町が保有する公共施設相互の連携を推進し、町域全体として、公共施設等の最適化を図ります。

②管理運営の効率化とコスト削減の方針

- 業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI等、民間のノウハウ・活力の導入により、経費削減とともに、新たな雇用・産業の創出を図ります。
- 小規模集会施設等、地域コミュニティと密着した施設については、地域住民による地域管理の拡大に努めます。
- 省エネ化など、管理運営コストを抑える各種の取組を推進します。
- 利用料（使用料）などの受益者負担について適宜見直し、適正化を図ります。

③広域連携による住民サービス

- 広域的利活用とサービスが適切な施設においては、県や周辺市町との連携を図ります。

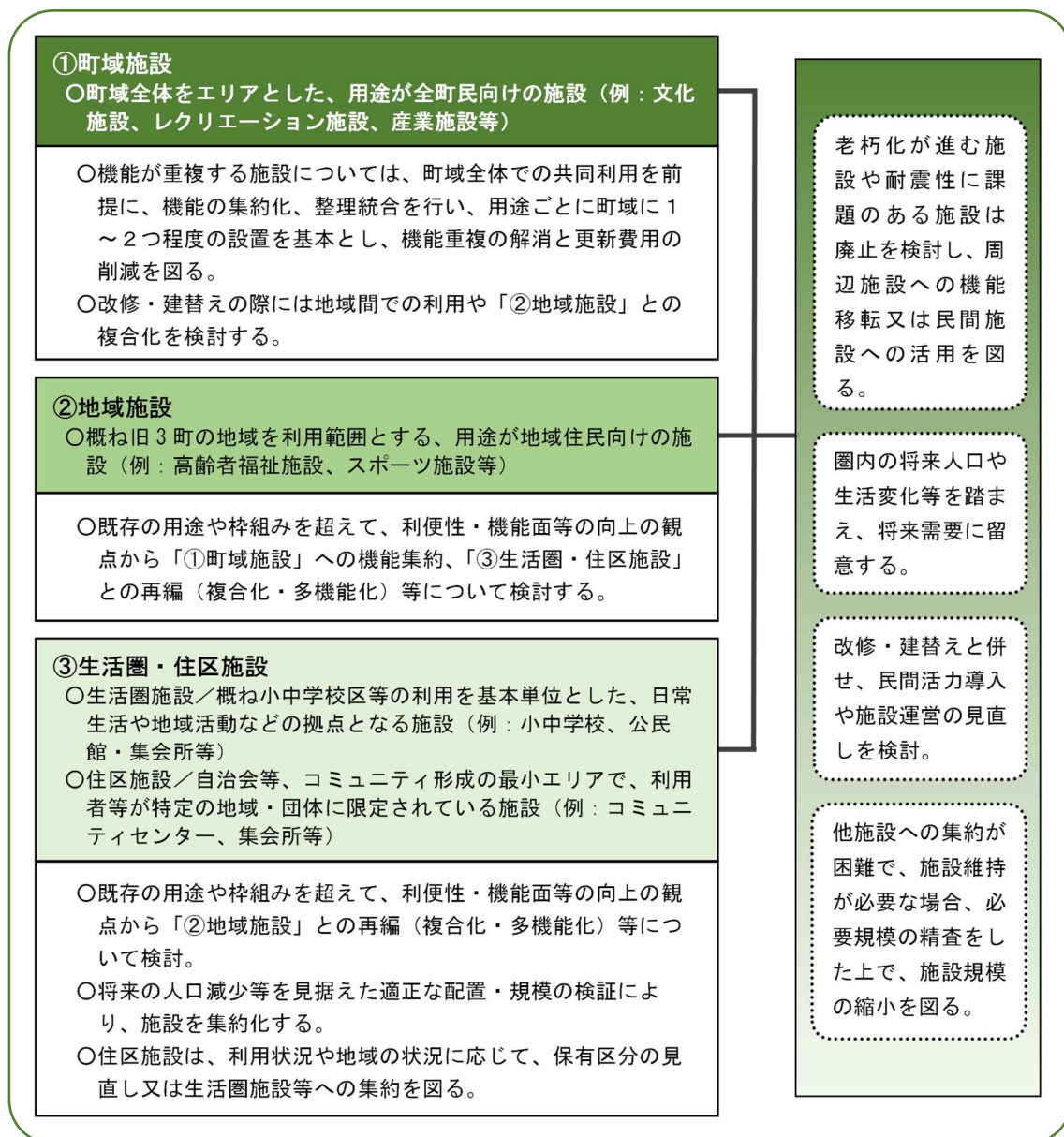
④社会・経済情勢の変化に対応した公共サービスと施設の提供

- 従前の公共サービスの見直しを図り、社会の変化、住民ニーズの変化に対応した公共サービスの在り方を検討します。
- 民間で提供可能なサービスは、民間に移行します。また、サービスは民間、施設は公共という形態の導入も検討します。
- 人口構造や社会の変化に対応し、公共施設の統廃合・複合化・広域化を推進します。

⑤利用圏域に応じた施設の最適化

- 施設の最適化を進めるにあたり、施設の配置状況、利用状況、機能等から「町域施設」「地域施設」「生活圏・住区施設」の3つの利用圏域（各施設の現在の利用範囲）別で施設を区分・整理します。
- 利用圏域ごとに施設設置の方向性を下記に示すとおりルール化し、必要な施設数の整理や適正配置を行います。
- 地域住民の意向を把握し、合意形成を図りながら、施設の最適化を目指します。
- 施設の廃止に際しては、サービス水準の維持に努める取組を検討します。

■利用圏域に応じた施設の最適化の考え方



（４）町有地（遊休地等）の適正な管理と活用の推進

公共施設の統廃合によって生じる遊休地をはじめ、町が保有する土地資産を有効活用し、子育て世帯の定住促進や地域の活性化につなげるため、以下の取組を推進します。

①積極的な売却・貸付の推進

活用や処分が可能な土地のうち、行政目的での利用が見込めないものについては、売却や分譲、民間事業者への貸付を積極的に推進します。

②適正な維持管理の徹底

売却や活用が困難な土地も含め、全ての町有地について、定期的な巡回や草刈り等の適切な維持管理を徹底し、地域の安全確保と良好な生活環境の保全に努めます。

4. 施設類型別の基本方針

町の保有施設を“機能”に着目して分類し、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方を定めます。

4.1 施設類型別の概況

(1) サービスコストの状況

令和2年度における本町各種施設のサービスコストの状況は、全体として歳入合計約16.0億円、歳出合計約9.1億円、総コストは6.9億円の歳入超過となっています。

中分類類型別でみると、歳入面では一般会計からの繰入金を含んでいる医療施設が約9.0億円と最も多く、次いで約4.1億円の公営住宅となっています。また、歳出面では医療施設が約2.1億円、次いで公営住宅が約1.3億円、学校給食センターであるその他教育施設が約1.6億円と続いています。

■令和2年度サービスコストの状況

単位：千円

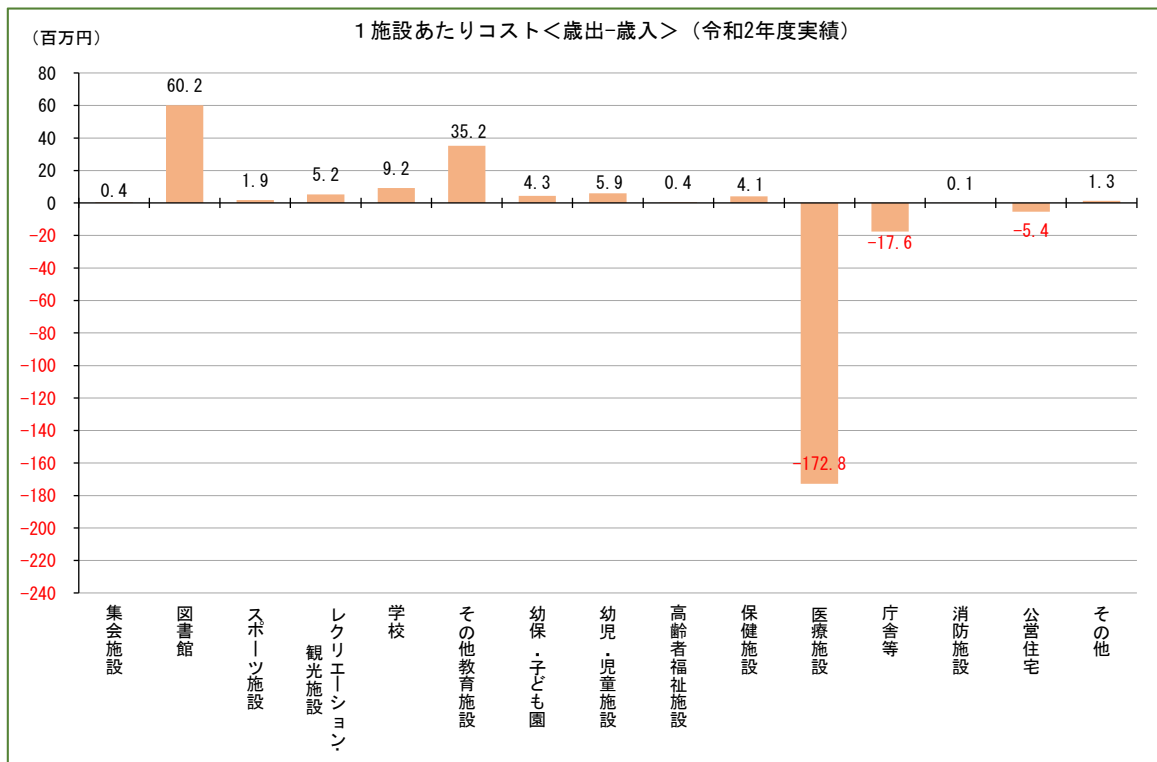
中分類	施設数	歳入合計 (A)	歳出		歳出合計 (B)	R2年度 総コスト (B-A)
			維持管理 経費	事業運営 経費		
集会施設	28施設	60,182	62,057	10,635	72,692	12,509
図書館	1施設	197	18,852	41,552	60,405	60,208
スポーツ施設	8施設	1,196	16,034	0	16,034	14,838
レクリエーション・観光施設	3施設	0	15,691	0	15,691	15,691
学校	7施設	0	53,283	10,880	64,162	64,162
その他教育施設	2施設	84,823	31,531	123,705	155,236	70,413
幼保・子ども園	1施設	8,549	3,053	9,828	12,881	4,332
幼児・児童施設	7施設	9,858	2,769	48,640	51,409	41,552
高齢者福祉施設	1施設	0	398	0	398	398
保健施設	3施設	11,196	21,154	2,308	23,462	12,267
医療施設	4施設	900,302	44,816	164,222	209,038	▲ 691,264
庁舎等	2施設	89,058	43,637	10,265	53,901	▲ 35,156
消防施設	16施設	0	924	0	924	924
公営住宅	51施設	408,936	82,962	50,073	133,034	▲ 275,902
その他	11施設	23,654	37,581	88	37,669	14,015
全施設	145施設	1,597,951	434,743	472,195	906,938	▲ 691,013

※医療施設の歳入には一般会計からの繰入金を含んでいます。
※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない場合があります。

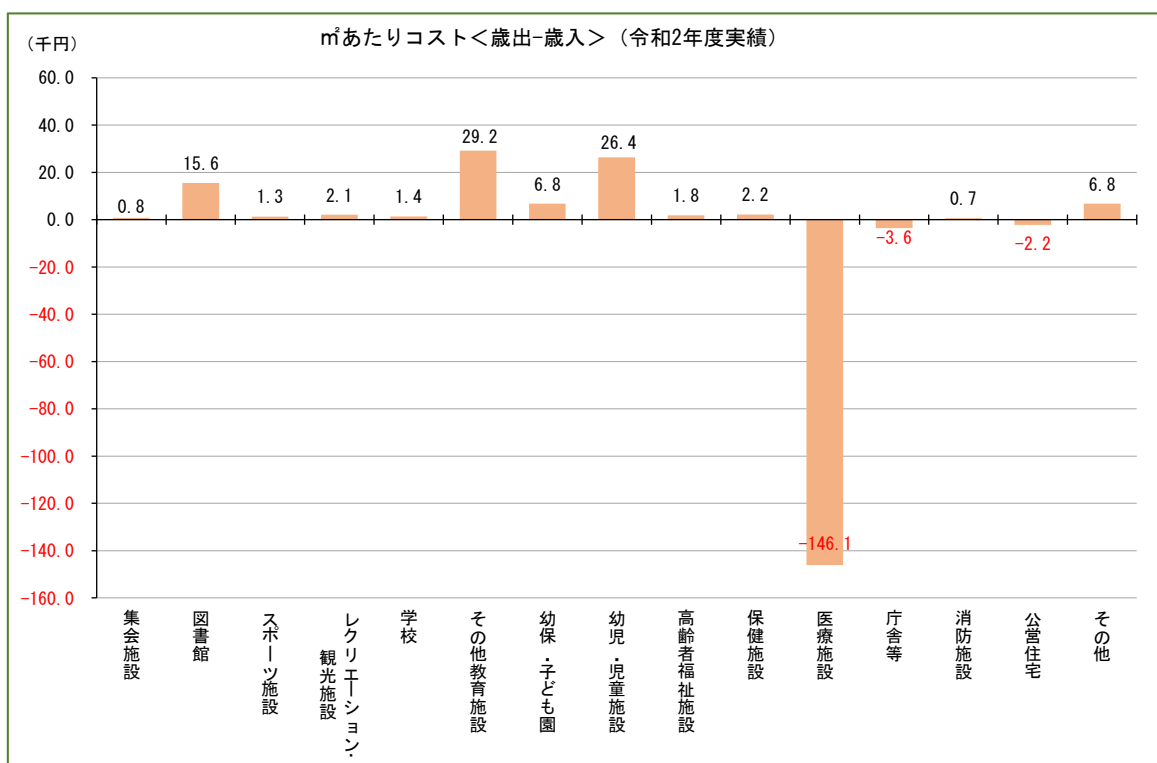
(2) 施設数、施設単位面積あたりのコスト比較

施設あたりのコストは、図書館が約 60.2 百万円/施設と最も高く、次いで学校給食センターであるその他教育施設が約 35.2 百万円/施設と続いています。延床面積あたりのコストは、その他教育施設が 29.2 千円/m²、幼児・児童施設が 26.4 千円/m²と他に比べ高い値を示しています。

■1 施設あたりのコスト比較



■m²あたりのコスト比較



4.2 施設類型別の方針

(1) 町民文化系施設の取組の方向性

- 地域コミュニティの維持に必要な集会施設については、サービス水準の維持を図るため、利用状況や地域特性、人口動態等を踏まえ、施設の集約化、複合化などにより保有量の最適化を図ります。
- 隣保館等、県内自治体と比較して保有量が多いと思われる集会施設においては、統廃合を含め、施設の在り方を検討します。
- 集会施設の最適化にあたっては、施設の移転、集約、廃止及び地元地域（団体）への移譲による継続的な維持管理などについて、立地する地元地域と十分な協議の上で意向確認を行い、合意形成を図りつつ検討を進めます。
- 地域防災計画において、災害時の避難施設として位置づけられている施設は、特に被災後の重要避難拠点となる施設から優先的に必要に応じた適切な改修等を行います。
- 施設の安全性の確保や長寿命化を図るため、予防保全型維持管理の考え方を取り入れた維持管理・修繕方法を検討し、予防保全対策を推進します。
- 中央公民館は、施設の老朽化や耐震対策に今後多大な費用を要し、赤池支所も令和4年度に閉鎖となるため、それぞれ他施設との複合化や集約化を検討します。また、中央公民館、金田分館については、解体を検討します。
- 平成29年3月にオープンした福智町図書館・歴史資料館「ふくちのち」は、多彩なイベント等を実施し、まちづくりの拠点施設としての役割を果たし、埋蔵文化財センターは、収蔵資料の整理と収蔵資料の公開活用を図り、地域住民の歴史学習活動の支援および地域の文化の継承に努めます。
- 集会所の担当課の整理を進め、業務の効率化を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設の取組の方向性

- 利用が少なく維持管理費がかかる施設については、住民意向を踏まえ、サービスの必要性を見直すとともに、施設の在り方を検討します。また、老朽化がみられる設備等は利用状況等を踏まえ、安全性の確保やサービス維持のため適切な整備を行います。
- スポーツ施設においては、類似施設の統廃合を推進するとともに、未使用施設の廃止を図ります。また、学校体育施設の利用など、スポーツ施設の有効活用に努めます。
- スポーツ施設の指定管理者制度の導入に関しては、関係する団体の理解を得る必要があり、当面は町営の運営体制を継続します。
- ふるさと交流館日王の湯、ほうじょう温泉ふじ湯の里は、民間への指定管理により維持しているものの、廃止後の建物について有効活用の方策を検討し、活用が難しい場合には解体を検討します。
- 上野の里ふれあい交流会館は、中期的には民間による指定管理を継続し、維持していく予

定です。

（３）学校教育系施設の取組の方向性

- 児童・生徒たちが安全で安心に学校生活が送れるように施設整備を行い、教育環境の充実を図ります。
- 災害時等において、避難所として指定されている施設は、今後も維持していきます。
- 学校給食センターは、施設や設備の定期点検、維持補修に努めます。
- 施設の経過年数、老朽化の度合い、児童・生徒数の推移、統廃合の予定等を考慮し、維持補修、長寿命化、増改築、建替えを検討します。
- 将来、児童数の減少が予想される小中学校については、統廃合を視野に入れて、施設の在り方を検討していきます。
- 新たな学校形態である金田義務教育学校は、令和２年４月よりこれまでの金田小学校と金田中学校が１つの義務教育学校として統合開校し、同年８月より新校舎の供用を開始しています。校内には校舎、大体育館、小体育館、単独調理場が整備され、今後も施設を現状維持していく方針です。なお、統合前の旧金田小学校および旧金田中学校については、解体を進めます。

（４）子育て支援系施設の取組の方向性

- 少子化や女性の社会進出支援など、社会環境の変化と住民ニーズに対応した施設整備に努めます。
- 保育所については、保育の質の向上、人材確保、財政適正化に対応するため、中央・神崎の両保育所を令和２（２０２０）年度までに民間へ移譲し、第一保育所については民営化に向けて検討を進め、令和４（２０２２）年度に民営化による譲渡を予定しています。また、金田保育所については、施設の老朽化が進んでいることから、今後のあり方として建て替えを検討します。
- 福智町方城児童センターは、１８歳未満の子どもたちを対象にした遊び場として、利用料無料で運営を行ってきましたが、利用者の偏りや利用者の減少等を考慮し、令和４（２０２２）年度に用途廃止を行います。今後は他機関との協議を行い、新たな活用を検討します。
- 学童クラブは、小学校の空き教室を活用していますが、学校施設の老朽化に伴い、支障がでていたため、順次整備を図っていきます。

（５）保健・福祉施設の取組の方向性

- 高齢者健康増進センターは、令和３（２０２１）年度より用途変更を行い、地域包括支援センターとして利用しています。業務は、福智町社会福祉協議会に委託しており、当面は地域包括支援センターとして継続使用していきます。
- 方城保健センターは、令和４（２０２２）年をもって施設機能を廃止し、今後は倉庫として転用し、活用を図ります。

- 金田保健センターは、令和 4（2022）年より子育て支援センターと併用して活用します。
- コスモス・金田・方城の各保健センターで行われてきた食進会や運動教室等の活動については、福祉巡回バスの利便性を高めるとともに、他の公共施設の活用等で代用し、サポートを図っていきます。
- コスモス保健センターについては、コスモス診療所を含め他用途への転用を図ります。
- 大浦・赤池・やすらぎ館・第四隣保館は、当面は現状維持としつつも、地域の公民館・集会所を兼用している為、長期的には地元区に譲渡するなど、柔軟な対応が必要となります。
- 神崎隣保館は、台風被害で利用を停止しており、令和 3（2021）年度に国及び県から解体の許可を受け、令和 4（2022）年度に解体を行います。
- 福智町人權のまちづくり館は、使用契約を締結し使用している 2 団体に状況を説明した上で、令和 5（2023）年度以降に廃止を予定しています。
- ふれあい館・ほのぼの館については、当面は現状維持とし、補助金の減額や維持管理費が高騰する中で、時間外・休日の使用制限や有料化について検討していきます。

（6）医療施設の取組の方向性

- 定住人口の増加のためには、教育・福祉・医療分野の充実は必要で、地域医療の安定のためにも今後も診療所の運営は行うものの、福智町立コスモス診療所は経営状況の悪化を踏まえ、方城診療所との統廃合を令和 4（2022）年度に行うため、令和 3（2021）年度末に廃止を予定しています。また、コスモス診療所医師住宅は、診療所の廃止に伴い 2 棟について用途廃止を予定しています。
- 福智町立方城診療所は、増築と一部改修を令和 3（2021）年度に行い、当面は現状維持とします。施設内の医療機器については、かなり使用年月を経過しているため、順次必要な機器の更新を検討します。また、方城診療所医師住宅は、継続して利用していきます。

（7）行政系施設の取組の方向性

- 庁舎等は、災害時における重要拠点施設としての役割を担うことから、適切な維持管理を図ります。
- 方城支所については、売却を検討していきます。
- 消防施設については、老朽化の進んだものから、逐次、施設機能の維持、保全、長寿命化統合、解体を図ります。

（8）公営住宅の取組の方向性

- 「公営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の維持・改善・建替えを推進します。また、今後の人口動向・社会経済状況の変化に即して、住宅ストックの適切な管理・保有に努めます。
- 長寿命化計画に基づいて推進していくとともに、用途廃止を進め、管理戸数の減少に努め

ます。

- 現在は、2 団地の改善工事を実施しており、令和 4 年度以降も計画に基づき改修及び建替えを行っていきます。
- 特に危険と思われる住宅の移転を促進し、封鎖をしていきます。また、集会所についても同様に耐用年数が超えている場合には、建替計画や用途廃止を予定しています。
- 維持管理、修繕については、現状の対応（随時対応）で進めていきます。

（9）その他施設の取組の方向性

- 施設の改修・更新・建替・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を付した上で、実施します。
- 利用実態、維持管理コスト等の運用面で費用対効果の低い施設、投資的負担が大きい施設は用途廃止、解体、売却等を検討します。
- 納骨堂について老朽化が著しい施設は、危険箇所の修繕を行いながら、現在の施設を活用します。また、使用されていない施設は、地元と協議を行い、廃止・解体を検討していきます。
- 地域に納骨堂管理組合がない場合もあるため、すべての地域で納骨堂に管理組合を設置し、できる限り地元で管理を行うよう指導していきます。
- 本町では、現在 5 箇所の大型共同作業所を管理しており、そのうち 3 箇所は稼働中、2 箇所は廃止予定です。現在稼働中の作業所に関しては、活動状況の調査を行い、各組合への有償譲渡を検討します。
- 第 4 大型共同作業所は、令和 4（2022）年度中に施設を取り壊し処分し、第 5 大型共同作業所は町の消防倉庫（備蓄）に転用し活用する予定です。
- 町内にあるライスセンターについては、統廃合を含め、長寿命化を検討します。統廃合した建屋は農機具倉庫として地区への譲渡を検討しますが、施設の状況によっては解体も検討します。
- 市場堆肥舎及び上野堆肥舎については、酪農家の減少に伴い利用頻度が低下しているため、統廃合を含めて今後の利用に関して検討します。
- 現在利用を停止している各農業施設については、統廃合を含めて、譲渡及び解体を検討します。
- 各農機具倉庫については、地区と協議を行い、統廃合を含めて、譲渡及び解体を検討します。
- 近年、深刻化する野生鳥獣による農作物被害対策の一環として、捕獲したイノシシやシカなどを資源として有効活用するため、新たに野生鳥獣食肉加工場の建設を推進します。これにより、農作物被害の軽減だけでなく、新たな特産品開発や地域産業の振興を目指します。

-
- 河川の外水の逆流による冠水被害防止のため、島田川排水樋管や排水ポンプは現状維持とし、定期的な点検を行い早期に補修します。なお、補修が困難な場合は、大規模改修を行います。
 - 岩屋権現自然公園は、遊具等の定期的な点検を行い、長寿命化を図ります。また、老朽化が著しい場合は、遊具等の撤去を検討します。
 - 赤池中央公園・赤池駅前公園・ウォーターフロント公園・赤池河川公園・金田ふれあいスポーツ公園・花水木のんびり広場・芝生拠点広場・Wi-Fi公園については、公園の見回りを行い、早期に補修箇所を見つけ補修を行います。なお、補修が困難な場合は、改修・撤去等の検討を行います。

(10) 下水道施設の取組の方向性

- 施設のライフサイクルコストの削減を図るとともに、施設機能を維持するため老朽化施設や老朽化管路の更新・耐震化を推進します。
- 施設に関しては定期的に点検し、施設状況重要度に応じて修繕を実施することにより、施設の延命化及びコスト削減を図ります。
- 福智町赤池二反ヶ浦地区污水处理施設1号施設・2号施設、福智町伊方東ヶ丘地区污水处理施設は、建設から38年・34年・39年が経過し、老朽化が進んだ状態であるため、施設の長寿命化を考え、5年をめどに機械器具設備メンテナンスを行っていきます。また、耐用年数50年を迎えるため、大規模改修が必要となる可能性があることから、基金の積立を行うため、利用者が負担する使用料の見直しを検討します。

(11) 道路の取組の方向性

- 道路防災点検の実施等により施設台帳を的確に整備し、老朽施設を把握するとともに、道路ストック総点検に基づく補修計画を踏まえ、計画的な施設補修や更新に努めます。
- 通学路整備、街路灯設置等を含め、道路の適切な維持管理に努めます。
- 新規整備にあたっては、まちの現状や将来町構造を勘案し、計画的な見直しを図ります。
- 交通の安全を高めるために、危険箇所の把握に努めます。

(12) 橋梁の取組の方向性

- 「福智町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の補修・延命措置・架替え等の措置を実施します。
- 定期的な点検の実施により、予防保全型の維持管理を推進し、補修費用の削減及び長寿命化に努めます。

5. 計画の推進体制とフォローアップ

5.1 全庁的な取組方針の構築

(1) 全庁的な取組体制の構築

本改訂計画の推進にあたっては、公共施設等の状態（利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（維持管理・修繕・更新の履歴等）等の情報を一元管理し、継続的に施設の実態の把握、評価、見直しを可能とする仕組みをつくり、「(仮)公共施設等マネジメント調整会議」等の全庁的・横断的な組織を構築します。

また、町の全庁的な課題等の事項については、庁内の意見交換、調整・合意を行うワーキングの場として「検討部会」を設置し、内容の具体的な検討を行います。

新たに構築された「(仮)公共施設等マネジメント調整会議」では、まちづくりの視点から限られた経営資源を効率的に活用するため、各課調整、データの一元化、所管課との調整や予算配分の仕組みを構築します。施設の整備や改修にあたっては、関係機関との事前協議や横断的な調整を行うこととします。

(2) 進行管理

①情報の一元管理

現在、施設所管部署が把握している個々の施設情報については、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、定期的に更新します。

企業会計的な要素を取り込んだ地方公会計を着実に進め、固定資産台帳の整備とともに、発生主義・複式簿記の導入を図ります。

②広域的な連携

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、町単独ですべての施設を整備するという考え方から脱却し、国、県、近隣自治体と相互利用する等の広域連携を進めていきます。

③町民との情報共有や意向の把握

公共施設等の再配置や効率的運営の推進を進める上で、町民の理解が必要不可欠となることから、施設情報や検討経過について、ホームページや広報紙などの掲載、必要に応じた意見交換の場の開催等により、町民と問題意識を共有していきます。

④職員の意識改革

公共施設等のマネジメントを推進するには、職員一人ひとりが施設マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもと実践していくことが重要となるため、職員を対象とした研修会などを定期的実施し、職員の意識啓発や施設の点検等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取組を推進します。

5.2 PDCAサイクルの推進等に係る方針

本改訂計画を着実に進めていくため、継続的に計画の評価・改善を行いながら推進していきます。

■PDCAサイクルのイメージ

